

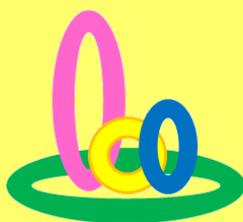
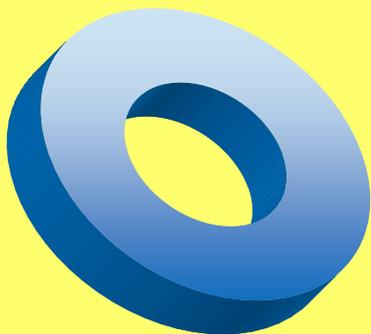
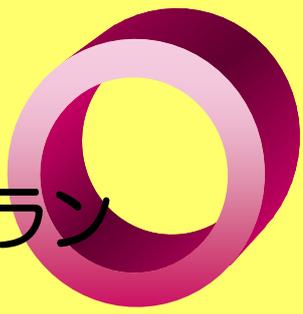


第2次別府市男女共同参画計画

# 湯のまち「べっぴん」

## 第2次男女共同参画プラン

(平成23年度～平成32年度)



3色の大きいマル・小さなマル・細長いマルは、性の差や年齢の差や国籍の差など人には色々な差があっても、それぞれの個性が生かせるまちづくりを、一緒にしていきましょうという意味があります。全体の形は、べっぴんの温泉のマークをイメージしています。

平成23年3月  
別府市

## はじめに

男女共同参画社会の実現は、女性にとっても男性にとっても暮らしやすい社会をつくることであり、我が国では、21世紀の最重要課題であると位置付けられています。

本市では、平成14年の別府市男女共同参画計画「男女共同参画プラン」の策定を皮切りに、大分県内で初となる「男女共同参画都市」宣言（平成16年）、「別府市男女共同参画推進条例」の制定（平成18年）と、男女が互いの人権を尊重し、対等なパートナーとして責任と喜びを分かち合う、男女共同参画社会の形成の推進に向け、様々な施策、事業を推進してまいりました。

しかしながら、かつて経験したことのない少子高齢化や人口減少、著しい社会経済状況の変化などにより、男女共同参画を取り巻く環境や、本市が抱える課題は大きく変化してきています。

このような状況を踏まえ、プランの策定から9年目を迎えた本年度、「男女共同参画社会の形成に向けた啓発活動の推進」、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援等の推進」といった重点項目や「市民への呼びかけ」を取り入れ、第2次プランの策定を行いました。

今後は、この第2次プランに基づき、広く市民、事業者の皆様と協働で、着実に実行することにより、すべての市民が家庭、地域、学校、職場等のあらゆる場面で、性別、年齢、国籍にかかわらず、その個性と能力が十分に発揮できる、いきいきと輝くまちづくりにつながるものと確信しています。

最後に、本プランの策定に当たり、熱心に御審議いただきました別府市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をお寄せいただいた市民の皆様から御礼申し上げます。

平成23年3月

別府市長 浜田 博

# 目次

## 第1章 プラン策定に当たって

1	プラン策定の経緯	3
2	基本的な考え方	3
3	第2次男女共同参画プランの重点項目	4
4	数値目標	6

## 第2章 第2次男女共同参画プランの概要

1	基本理念	9
2	基本目標	10
3	計画期間	11
4	計画体系	12

## 第3章 施策の展開

### 基本目標Ⅰ 男女がともに暮らしやすい社会づくり

1	男女共同参画意識の浸透を促進します	15
2	異性に対するあらゆる暴力の根絶をめざします	22
3	安全、安心に生活するための支援を強化します	28
	市民のみなさんへ	35

### 基本目標Ⅱ 男女がともに働きやすい環境づくり

1	雇用の機会均等と待遇の確保を呼びかけます	36
2	仕事と生活の調和の実現をめざします	42
3	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を促進します	48
	市民のみなさんへ	54

## 第4章 計画の実現に向けて

	計画の実現に向けて	57
--	-----------	----

## 資料編

	別府市男女共同参画推進条例	61
	男女共同参画社会基本法	65
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	69
	湯のまち「べっぴん」男女共同参画都市宣言	77

# 第1章

---

プラン策定に当たって

# 第1章 プラン策定に当たって

## 1 プラン策定の経緯

本市では、性別にかかわらず、すべての人がいきいきと輝く社会づくりをめざし、男女共同参画の総合的、計画的な推進を図るため、平成14年（2002年）3月に「男女共同参画プラン」を策定しました。また、平成16年（2004年）9月には、「男女共同参画都市」を宣言し、平成18年（2006年）4月には、「別府市男女共同参画推進条例（以下「条例」という。）」を施行し、様々な事業、取組を実施してきました。

現行の男女共同参画プランは、平成23年（2011年）3月で計画期間が満了となるため、第2次別府市男女共同参画プラン策定に向け、平成22年7月に別府市男女共同参画審議会に対して、市長から別府市男女共同参画プランの改定についての諮問をしました。

同審議会では、本市の男女共同参画社会の形成に係る現状について分析、課題の抽出を行い、平成23年2月に同審議会から答申を受けました。平成23年1月に募集した本プランの素案に対する市民の意見（パブリック・コメント）と、この答申を踏まえて、「湯のまち『べっぴ』第2次男女共同参画プラン」を策定します。

## 2 基本的な考え方

### （1）目的

このプランは、平成14年に策定した男女共同参画プランを継承し、条例第3条に規定する7つの基本理念、男女共同参画都市宣言の6つの項目を踏まえ、男女共同参画に関する施策を実施するために策定します。

### （2）プランの位置付け

このプランは、条例第9条に基づく男女共同参画社会の形成の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な行動計画です。男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項に規定されている「市町村男女共同参画計画」に当たります。

### 3 第2次男女共同参画プランの重点項目

#### (1) 重点項目

本プランに掲げる施策の中で、特に次の2項目について重点的に取り組みます。

#### 重点項目①

#### 男女共同参画社会の形成に向けた啓発活動の推進

#### ～男女共同参画意識の浸透～

男女共同参画社会の実現をめざし、様々な施策を推進していくためには、いまだ根強く残っている固定的な性別役割分担意識<sup>※1</sup>を解消するとともに、男女共同参画に関する認識を深め、定着させることが重要です。しかしながら、平成22年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査<sup>※2</sup>（以下「市民アンケート」という。）」において、「別府市が行っている男女共同参画を推進するための施策を知らない」と回答した人が61.4%という結果が出ています。この数値は、前回調査よりも増加しており、市民に理解を深めてもらうための広報、啓発活動を強化していく必要があるといえます。

このため、男女共同参画の視点に立った意識改革に向けた様々な広報、啓発活動を更に充実させるとともに、市民自らが男女共同参画に関する意識を形成するための支援に積極的に取り組みます。

具体的には、市報、啓発誌、ホームページや新聞等を利用した広報機会の拡充のほか、これまで当たり前だと思っていた慣習、慣行について見直すきっかけとなる学習機会の提供を進めます。

---

#### ※1 固定的な性別役割分担意識

「男性は仕事・女性は家庭」、「男性は主要な仕事・女性は補助的な業務」など、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。

#### ※2 男女共同参画に関する市民意識調査

第2次プラン策定に当たり、別府市の住民基本台帳から無作為に抽出した20歳以上の男女1,000人を対象にアンケートによる意識調査を平成22年5月に実施。

## 重点項目②

### 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援等の推進

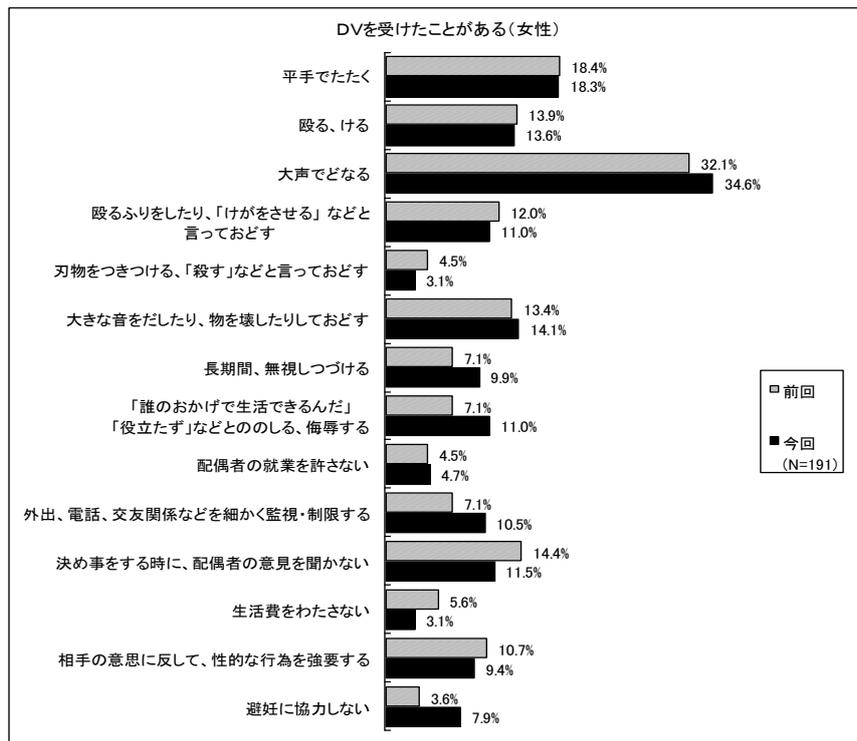
#### ～配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援～

夫や恋人など親しい関係にある人からの女性への暴力に関する相談件数は増加の一途であり、「相談」「一時保護」「自立支援」「関係機関との連携」など、被害女性に対する支援体制の更なる充実が求められています。

今回の市民アンケートにおいても「大声でどなる」「平手でたたく」「大きな音を出したり、物を壊したりしておどす」ことをされた経験があると回答した女性がそれぞれ34.6%、18.3%、14.1%もいるなど、女性に対する暴力の被害は深刻であり、暴力の防止と被害女性への支援の強化に取り組む必要があります。

このため、今後も女性に対する暴力の根絶をめざし、暴力についての正しい認識や啓発、被害者の立場に立った切れ目のない支援に積極的に取り組みます。

具体的には、相談機能の充実のほか、若年層への啓発も実施します。



以上2点の重点項目に取り組むほか、本市の男女共同参画に関する様々な事業を推進するための土台として、各課の取組に対する支援や職員一人ひとりの理解を更に深めるための啓発、情報提供の充実を図り、市が率先して男女共同参画に取り組むことにより、市民や企業、地域などの先導的役割を果たすことをめざします。

#### 4 数値目標

本市における男女共同参画社会の実現に向けた取組をより積極的に進めるため、数値目標を設定しました。

目標値については、市民アンケート結果や現在の社会状況、今後の見通しなどを勘案し、設定しています。

今後は、市民意識調査などの定期的な実施により、数値目標の達成度を確認しながら、本市における男女共同参画社会の実現をめざし、様々な施策に取り組んでいきます。

##### 【男女共同参画の数値目標】

	項目	現状値	平成 27 年度末までの目標値
1	「別府市が行っている男女共同参画を推進するための施策」について、知っているか見聞きしたことがある人の割合	32.5% (平成 22 年市民アンケート)	50% 以上
2	男女共同参画啓発誌「あすてっぷ」発行回数	2 回/年 (平成 22 年現在)	3 回/年
3	DV被害者のうち、相談した人の割合	35.2% (平成 22 年市民アンケート)	60% 以上
4	地域や社会活動の場で男女が平等になっていると思う人の割合	34.4% (平成 22 年市民アンケート)	50% 以上
5	職場や就労の機会が男女平等となっていると思う人の割合	19.3% (平成 22 年市民アンケート)	50% 以上
6	別府市の審議会等における女性委員の割合	25.7% (平成 22 年 4 月現在)	30% 以上

## 第2章

---

### 第2次男女共同参画プランの概要

## 第2章 第2次男女共同参画プランの概要

### 1 基本理念

男女共同参画社会の実現に向けて、平成14年3月に策定した「男女共同参画プラン」の基本理念である「基本的人権の尊重と男女の本質的な平等」を引き継ぎ、平成18年4月に施行した別府市男女共同参画推進条例に規定されている下記の7つの基本理念を具現化するために本プランを策定します。

#### 別府市男女共同参画推進条例第3条に規定されている7つの基本理念

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮すること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に分担と責任を分かち合いながら、家事、育児、介護その他の家庭生活における活動と当該活動以外の活動を両立して行うことができるようにすること。
- (5) 幼児教育、学校教育、社会教育その他の教育の分野において、男女共同参画社会の形成の意義を浸透させること。
- (6) 男女が相互の身体の特徴について理解を深め、性と妊娠、出産等に関し、健康と権利を互いに認め合い、心身ともに健やかな生活を営むことができるようにすること。
- (7) 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に行うこと。

#### 本プランの基本理念

「基本的人権の尊重と男女の本質的な平等」  
性別にかかわらず、すべての人がいきいきと輝く社会づくりをめざします。

## 2 基本目標

「基本的人権の尊重と男女の本質的な平等」の基本理念の下、「男女がともに暮らしやすい社会づくり」、「男女がともに働きやすい環境づくり」という2つの基本目標に沿った施策を展開します。

### 基本目標Ⅰ 男女がともに暮らしやすい社会づくり

男女共同参画社会を実現するためには、男女が等しく個人としての人権が尊重されることが前提となります。

「男は男らしく、女は女らしく」や「男は仕事、女は家庭」などの固定的性別役割分担意識は、社会のあらゆる分野で様々な形で残っており、このことが男女の自立した生き方、とりわけ女性の生き方に大きな影響を与えています。

男女の固定的な性別役割分担意識を解消し、家庭、職場、地域、学校のいずれの場においても、生涯にわたり男女の区別なく主体的で多様な生き方ができるよう、男女共同参画の視点に基づく教育、学習の充実に取り組みます。

また、配偶者等からの暴力の対策強化に加え、高齢者や障がい者、ひとり親家庭など支援を必要とする男女が安心して生活できるような環境づくりを進めます。

#### 【基本方針】

- 1 男女共同参画意識の浸透を促進します
- 2 異性に対するあらゆる暴力の根絶をめざします
- 3 安全、安心に生活するための支援を強化します

### 基本目標Ⅱ 男女がともに働きやすい環境づくり

男女共同参画社会を実現するためには、男女がともに安心して働き続けることができる環境を整備することが大切です。就業の形態やニーズが多様化する中で、働く男女が性別による不利益な扱いを受けることなく、ともに能力を発揮できるよう、多様な就業形態を可能にするための情報提供を企業や市民に対して行います。

あわせて、これまでの男性の仕事中心の働き方や、女性に偏りがちな家庭責任を見直し、一人ひとりが充実した生活を送ることができるよう仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及を図ります。

また、意思決定の場に男女がともに参画し、新しい発想と多様な意見を反映させるための取組を促進します。

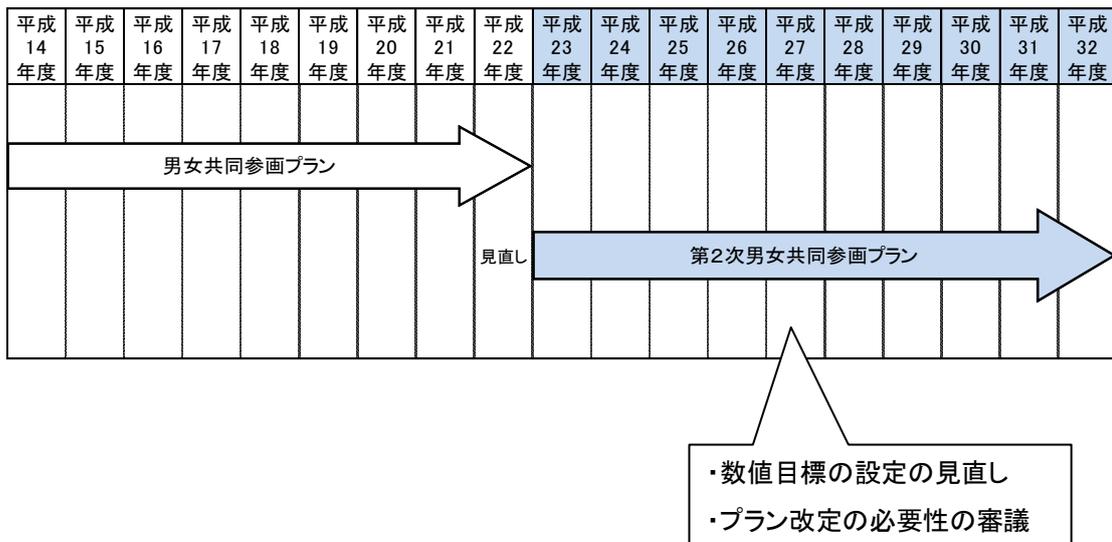
#### 【基本方針】

- 1 雇用の機会均等と待遇の確保を呼びかけます
- 2 仕事と生活の調和の実現をめざします
- 3 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を促進します

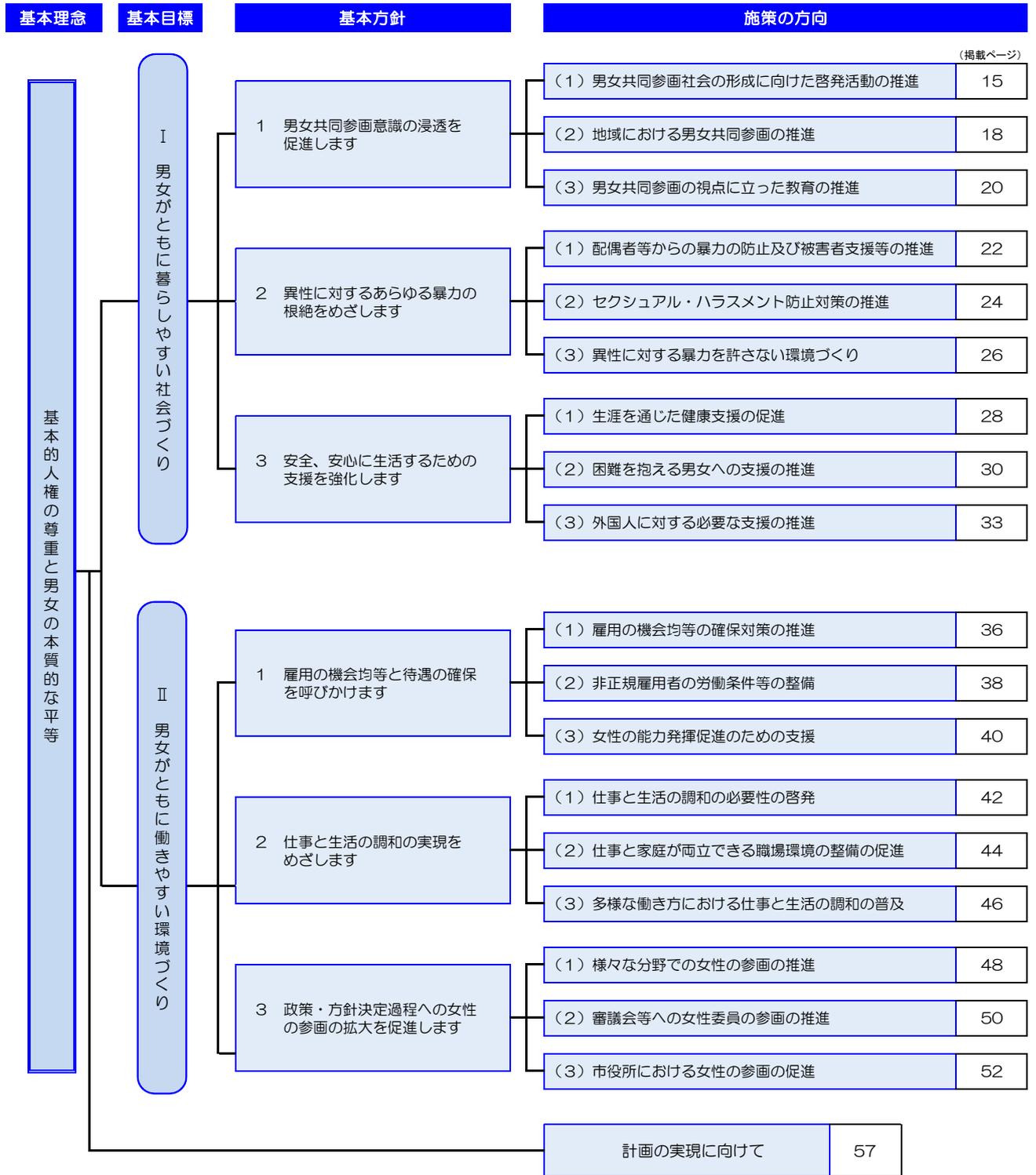
### 3 計画期間

本プランの計画期間は、別府市総合計画との整合性を取るため、数値目標については、平成23年度（2011年度）から平成27年度（2015年度）までとします。プランについては、平成23年度（2011年度）から平成32年度（2020年度）までの10年間とします。

ただし、平成27年度に数値目標の設定の見直しと併せて、プラン改定の必要性の審議を行います。



## 4 計画体系



## 第3章

---

### 施策の展開

## 基本目標Ⅰ 男女がともに暮らしやすい社会づくり

### 基本方針1 男女共同参画意識の浸透を促進します

#### 施策の方向(1) 男女共同参画社会の形成に向けた啓発活動の推進 重点項目

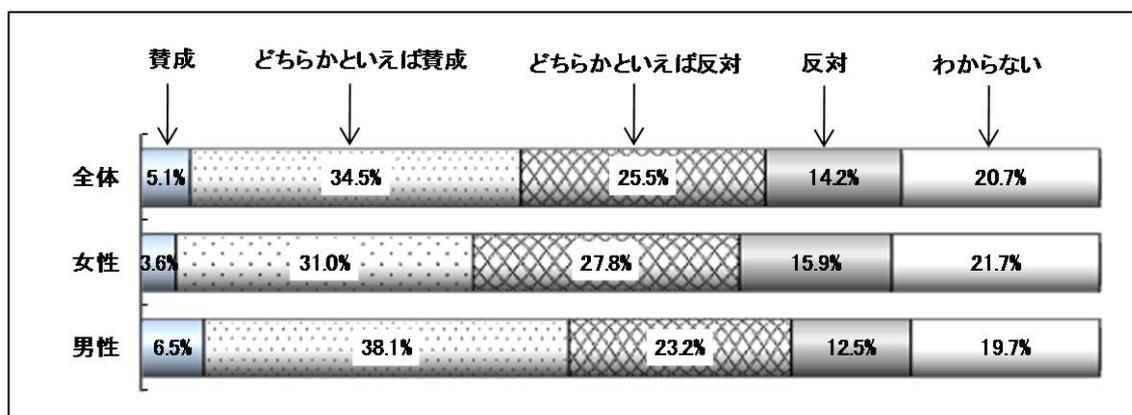
##### 【現状と課題】

男女共同参画社会基本法が平成11年に制定されて10年以上が経過しました。この間、本市においても、平成14年に「男女共同参画プラン」策定、平成16年に「男女共同参画都市」宣言、平成18年に「別府市男女共同参画推進条例」を施行し、男女共同参画社会の実現に向け、様々な啓発活動等を実施してきました。

しかしながら、今回の市民アンケートにおいて、「別府市が行っている男女共同参画を推進するための施策を知らない」と回答した人が61.4%という結果となっています。しかも前回調査よりも知らないと回答した割合が増加していることから、市民に理解を深めてもらうための広報、啓発活動をより積極的に進めていく必要があります。

内閣府の調査によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった考え方は、平成19年に初めて反対が半数を超えるなど一定の改善がみられました。しかしながら、性別でみると、女性は反対が賛成を上回っているのに対し、男性は賛成が反対を上回っているなど、性別に基づく固定的な役割分担意識は、いまだ根深く残っている状況にあります。

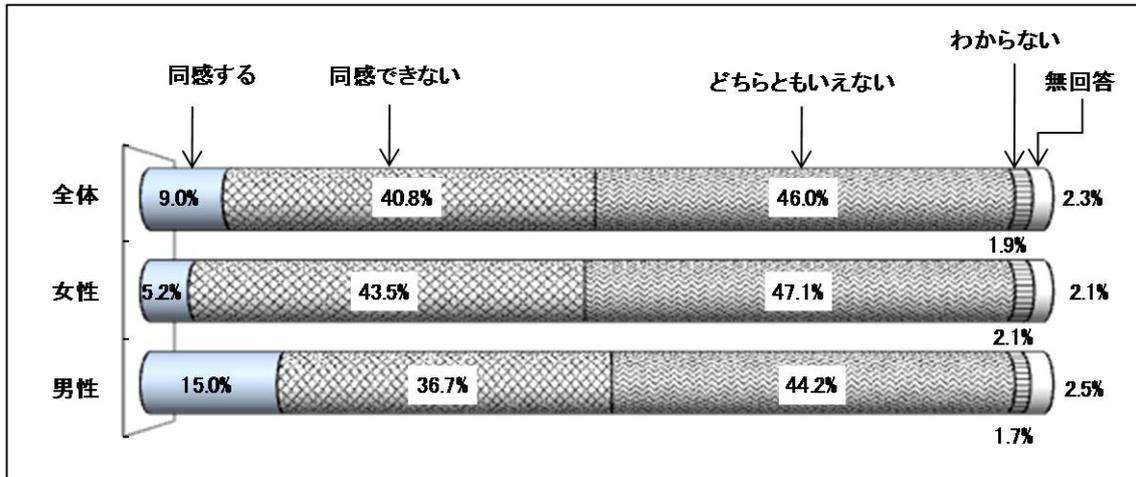
##### 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった考え方について



資料:内閣府「平成21年版 男女共同参画白書(平成21年 男女のライフスタイルに関する意識調査)」

今回の市民アンケートでも「男は仕事、女は家庭」と性別によって役割を固定する考え方に対して、男性の方が女性に比べ「同感する」と答えた人の割合が依然として多いことから、男女が性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できるよう固定的役割分担意識の見直しに関する啓発が必要です。

「男は仕事、女は家庭」などと性別によって役割を固定する考え方について



資料:平成 22 年別府市男女共同参画社会づくりに関するアンケート調査

【具体的な取組】

市民が、男女共同参画社会の必要性についての認識を深め、性別にとらわれず、多様な生き方が尊重される社会の実現に向け、継続的に啓発活動を行います。

具体的な取組	担当課
<b>①性別役割分担意識の見直し</b>	
●これまで当たり前だと思っていた慣習、慣行について見直すきっかけづくりとなる学習機会を提供します。	自治振興課
●市の広報、刊行物作成の際、男女共同参画の視点に立った、性別に基づく固定観念にとらわれない表現方法を取り入れるよう継続的に取り組みます。	全 課
<b>②啓発活動の拡充</b>	
●様々な立場の人々が交流できるよう市民参加型の啓発活動を実施します。	自治振興課
●あらゆる世代に男女共同参画の意識が広がるように啓発活動を拡充します。	自治振興課
●市報、啓発誌「あすてっぴ」、ホームページ等を活用し、男女共同参画に関する情報を発信します。	自治振興課

平成 22 年度男女共同参画をテーマにした「標語・川柳」最優秀賞受賞作品

川柳部門 一般の部

「湯の街は 湯煙りまでも 並び立ち」

田の湯町 池田京二さん

標語部門 中学生の部

「性別の 壁をくずして 一つの輪」

鶴見台中学校 2年 松井大悟さん

標語部門 高校生の部

「男らしさ 女らしさ より 人らしさ」

別府青山高等学校 1年 吉田直也さん

## 施策の方向（２） 地域における男女共同参画の推進

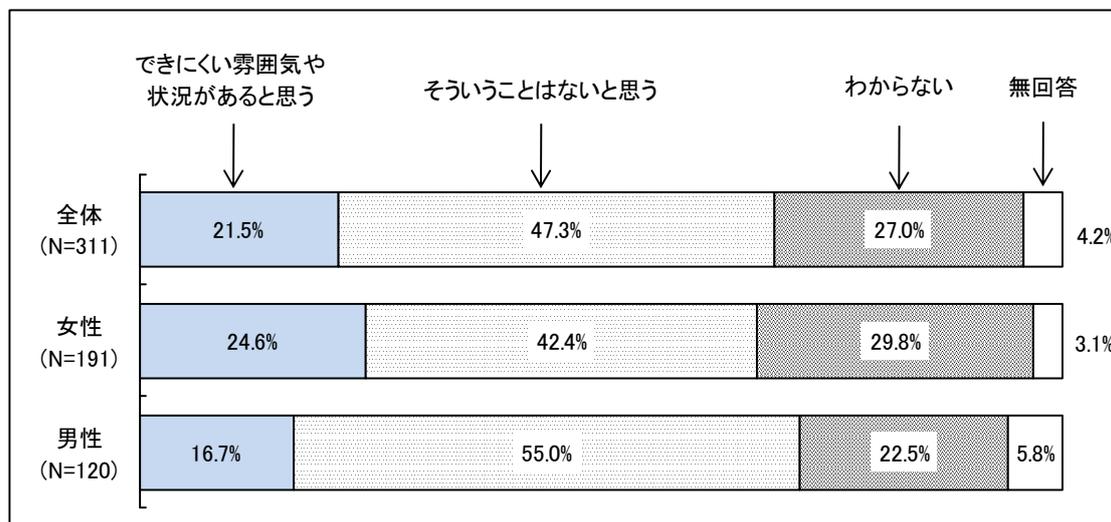
### 【現状と課題】

市民の生活に最も身近な地域社会での男女共同参画を推進するためには、男女がともに個性と能力を活かし、様々な活動を行うことができる環境づくりが必要です。

今回の市民アンケートでは、自治会など地域の集まりや作業の中で、女性も男性とともに参加したり、男性と同じように発言することができにくい雰囲気や状況があるかとの質問に対して、全体の約２割の人が「女性が参加できにくい雰囲気や状況があると思う」と回答しています。女性では、その理由を約５割の人が「地域活動で女性が発言することはでしゃばりと思われるがちである」、「お茶だしや皿洗いなどは女性だけがする暗黙の役割分担がある」と回答しており、地域社会も依然として男性社会の状況があります。内閣府の調査（平成２１年）によると、男性は「社会において、女性の能力は十分活用されていると思う」、「どちらかと言えばそう思う」と肯定的な回答をしている人が多い一方、女性は肯定する人、どちらとも言えないとする人がおおむね同じくらいの割合となっています。

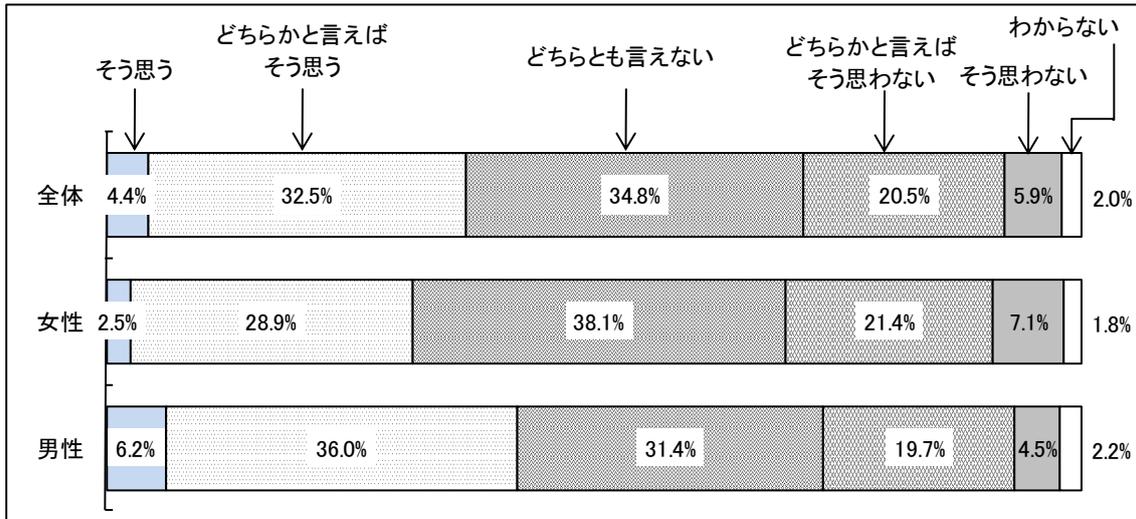
地域活動に携わっている女性は多いにもかかわらず、組織の代表者は圧倒的に男性が多いことから、地域における様々な意思決定過程への女性の参画を進め、日常的な活動の担い手として男性の参加を促す取組が必要です。

### 地域社会での女性の参加・発言のしやすさについて



資料：平成 22 年別府市男女共同参画社会づくりに関するアンケート調査

社会における女性の能力は十分活用されていると思うか



資料:内閣府「平成 21 年版 男女共同参画白書(平成 21 年 男女のライフスタイルに関する意識調査)」

【具体的な取組】

自治会等地域活動において、男女共同参画の視点から固定的な性別役割分担意識や慣習にとらわれない組織づくりを行い、男女がともに協力して積極的に参加するよう働きかけます。

具体的な取組	担当課
<b>①男女共同参画に関する学習機会の提供</b>	
●男女共同参画に関する資料や情報を収集し、市民へ情報提供します。	自治振興課
●男女共同参画の理解とその実現につながる内容の講座を公民館等で実施し、意識啓発を図ります。	生涯学習課 自治振興課
●人権学習を通じて啓発の強化に努めます。	人権同和 教育啓発課
<b>②地域の組織、市民団体との連携</b>	
●PTA活動への父親の参加を支援します。	学校教育課
●市民団体等と連携し、共同で企画した研修会などを実施し、男女共同参画意識の裾野が広がるように啓発します。	自治振興課
●地域の組織や市民団体等に対して、男女共同参画に関する情報を提供します。	自治振興課
●男女共同参画の推進の核となる人材の発掘、育成を図ります。	自治振興課

### 施策の方向（3） 男女共同参画の視点に立った教育の推進

#### 【現状と課題】

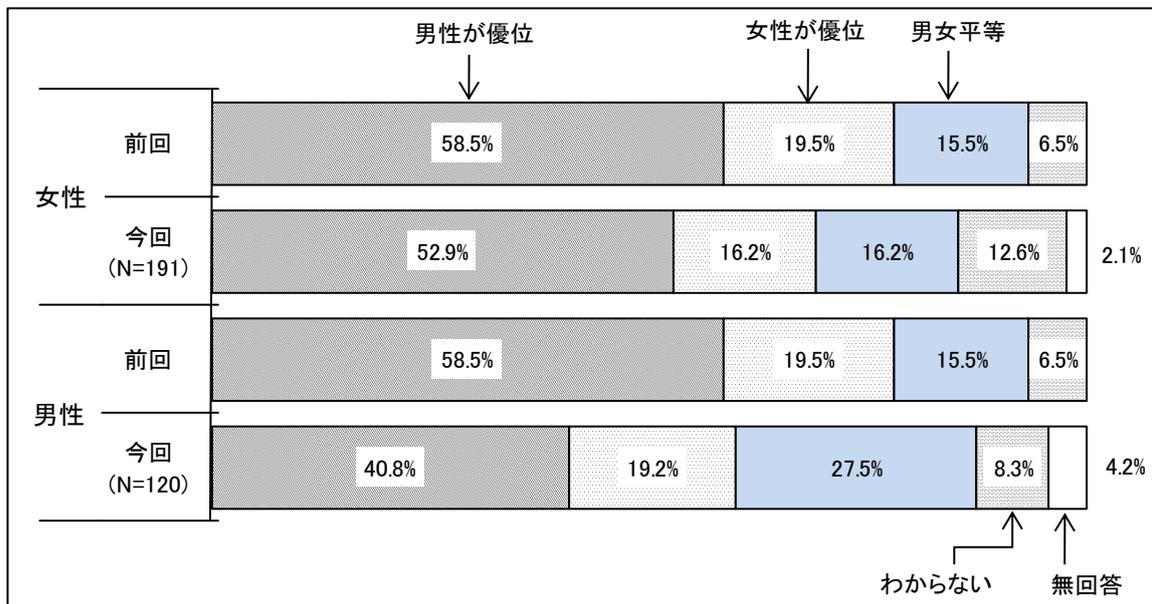
男女がともに多様な生き方を選択できる男女共同参画社会の推進に向け、性別に偏ることのない個人や個性を尊重する意識をはぐくむためには、家庭、地域、学校で男女平等を実践していくことが必要です。

今回の市民アンケートでは、「家庭生活が男女平等になっていると思う」割合が女性では前回調査と変わらないのに比べ、男性は大きく伸びています。男性は平等と思って女性もそう思っていないというずれが生じており、平等意識の難しさがかがえます。

また、子どもの学歴はどこまで必要かとの質問に対し、今回の市民アンケートでは、男の子に対して「大学以上」と回答した人が5割を超えていましたが、女の子に対しては2割程度で、依然として子どもに望む学歴でも男女差が残っています。

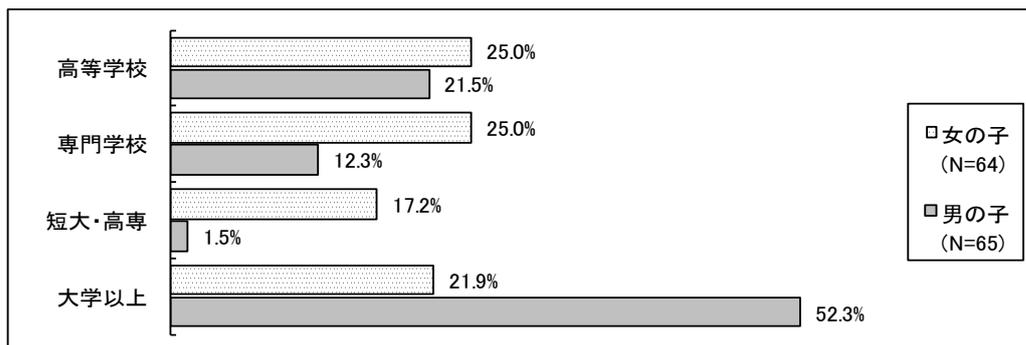
女性に偏りがちな家庭内の仕事の役割分担ができるよう、固定的な性別役割分担意識の解消に向け、子どもの頃からの男女共同参画意識の形成に取り組むことが不可欠です。あわせて、性別にとらわれない進路決定や指導ができるよう教職員、保護者を対象とした研修会等を実施する必要があります。

家庭生活が男女平等になっていると思うか



資料：平成22年別府市男女共同参画社会づくりに関するアンケート調査

### 子どもに必要な学歴について



資料:平成 22 年別府市男女共同参画社会づくりに関するアンケート調査

### 【具体的な取組】

性別に偏りのない男女平等観をすべての男女が身につけるために、家庭、地域、学校での男女平等教育を推進します。

具体的な取組	担当課
<b>①学校等における男女平等教育の推進</b>	
●学校長、教職員等に対して、男女共同参画や男女平等教育の推進を目的とした研修会を実施します。	学校教育課
●性別にとらわれることなく、一人ひとりの個性や能力が活かせるよう進路指導を行います。	学校教育課
●幼稚園、学校において、男女共同参画及び男女平等に対する意識を見直し、適切な指導が行われるよう充実を図ります。	学校教育課
<b>②子どもの頃からの男女共同参画意識の形成</b>	
●児童、生徒に対して、男女共同参画及び男女平等意識の理解が深まるよう教育活動全体を通じて、男女共同参画教育を推し進めます。	学校教育課
●公民館での講座等を通じて、保護者を対象に家庭生活における男女共同参画の理解促進を図ります。	生涯学習課 自治振興課

平成 22 年度男女共同参画をテーマにした「標語・川柳」最優秀賞受賞作品

標語部門 一般の部

「男女差を つけない努力 家庭から」

京町 中西弘美さん

標語部門 小学生（4年生～6年生）の部

「夕ごはん パパとつくって ママを待つ」

上人小学校 4年 衛藤凜哉さん

## 基本目標Ⅰ 男女がともに暮らしやすい社会づくり

## 基本方針Ⅱ 異性に対するあらゆる暴力の根絶をめざします

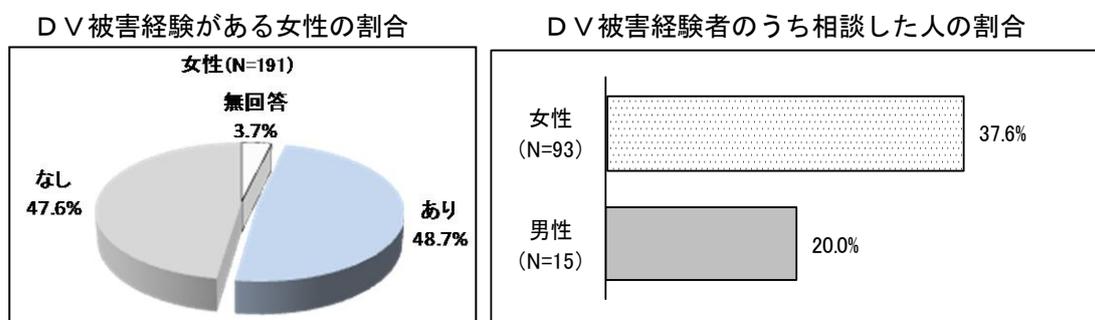
### 施策の方向（Ⅰ） 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援等の推進 重点項目

#### 【現状と課題】

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス<sup>※3</sup>）は、犯罪となる行為を含めて重大な人権侵害にもかかわらず、最近まで被害者の救済が十分とはいえない状況にありました。今回の市民アンケートにおいて、配偶者等から暴力を受けたことがあると答えたのは、女性が48.7%で男性の約4倍にもものぼります。

DV被害経験者のうち相談したと答えたのは、女性で約4割、男性が2割で、相談先としては、「友人・知人」が最も多く、次いで「家族」となっています。相談しなかった理由としては、「相談するほどのことではないと思った」が男女とも最も多い結果でした。女性では「恥ずかしくて相談できなかった」、「相談しても無駄だと思った」が次いで多く、相談しやすい環境づくりを進めることが必要となっています。

被害者に対し、適切かつ迅速な対応ができるよう関係課、関係機関との連携や、相談窓口の周知の更なる強化が求められています。



資料：平成22年別府市男女共同参画社会づくりに関するアンケート調査

#### ※3 ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者等の男女間における身体的・精神的・経済的・性的な苦痛を与える暴力的行為。相手を思いどおりに動かしたり、相手の人格や意見を尊重しないで、自分の考えや価値観を一方的に押し付けたりする「力による支配の関係」が根底にあります。恋人間で生じる暴力のことをデートDVともいいます。

平成13年4月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が成立、同年10月13日施行されています。

### 【具体的な取組】

安心して相談できる環境づくりを推進するとともに、関係機関との連携を強化し、被害者支援の充実を図ります。

具体的な取組	担当課
<b>①相談業務の拡充</b>	
●DV相談「女性の相談ホットライン」等における相談業務の充実を図ります。	自治振興課
●多様化、複雑化する相談内容に対応できるよう相談員の研修を実施します。	自治振興課
●DV等による被害者及び同伴の子どもに対する適切な相談、支援や情報提供を推進します。	自治振興課 関係課
<b>②関係機関との連携強化</b>	
●DVに対する共通認識を持てるよう職員に対する定期的な研修会を実施します。	職員課 自治振興課
●市の関係課による庁内連絡会議を設置し、庁内の連携強化を図ります。	自治振興課
●警察や県等の関係機関との連絡会議等において、被害者支援についての情報交換を行います。	自治振興課

「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク」内閣府



シンボルマークは、女性が腕をクロスさせた姿を描いており、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表しています。

## 施策の方向（２） セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

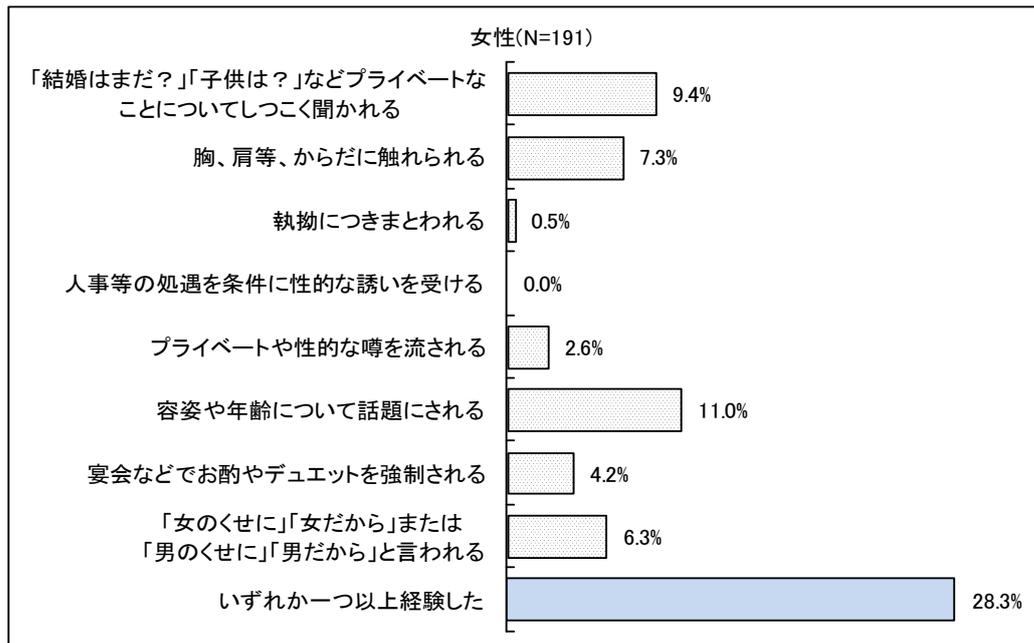
### 【現状と課題】

平成18年に男女雇用機会均等法<sup>※4</sup>が改正され、職場におけるセクシュアル・ハラスメント<sup>※5</sup>の防止対策として、事業主に相談機関の設置等が義務付けられました。

今回の市民アンケートでは、セクシュアル・ハラスメントを「されたことがある」と回答した人は女性の場合28%で、4人に1人は経験があるという結果になっています。相談先としては「友人・知人」、「家族」で、相談窓口はほとんど利用されていません。

職場でのセクシュアル・ハラスメントは、個人の問題にとどまらず、企業等においても正常な業務に支障をきたし、損失をもたらすことから、事業主等に対する適切なセクシュアル・ハラスメント対策の必要性の周知を図るとともに、市民（労働者）に対する相談機関（各県労働局雇用均等室など）の広報を推進することが必要となっています。

### 職場や地域社会でのセクシュアル・ハラスメントの経験



資料:平成22年別府市男女共同参画社会づくりに関するアンケート調査

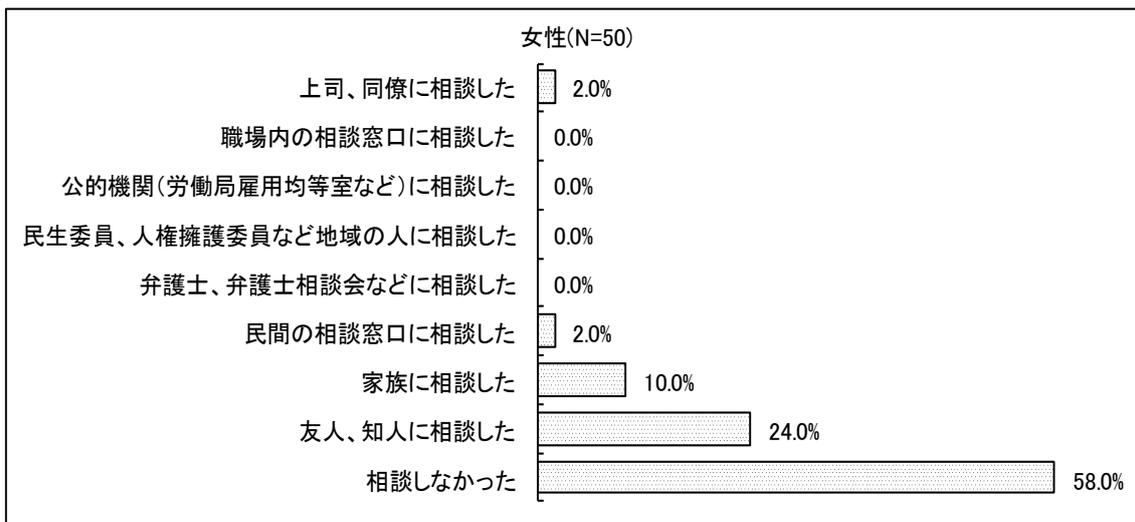
### ※4 男女雇用機会均等法

正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（昭和47年法律第113号）。平成18年に男女双方に対する性差別を禁止する改正が加えられ、差別が禁止される対象も拡大されました。セクシュアル・ハラスメントについても、従来、保護対象は女性に限られていましたが、男性も対象となりました。事業主は、セクシュアル・ハラスメントをなくすため、雇用管理上必要な対策をとらなければならないとする「措置義務」が課せられることになり、従来の「配慮義務」より強化されました。

### ※5 セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動をさします。

## セクシュアル・ハラスメントの相談先



資料:平成 22 年別府市男女共同参画社会づくりに関するアンケート調査

### 【具体的な取組】

事業主等の認識を高めるとともに、市民（労働者）に対するセクシュアル・ハラ  
 スメントに関する意識啓発を推進します。

具体的な取組	担当課
<b>①セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発</b>	
●改正男女雇用機会均等法等の周知を図り、事業主等の認識を高めるとともに、職場研修等の実施を促します。	商 工 課 自治振興課
●市職員に対する研修を定期的実施します。	職 員 課 自治振興課
<b>②相談窓口に関する情報の提供</b>	
●関係課、関係機関と連携を図りながら、相談窓口に関する情報提供を行います。	商 工 課 自治振興課

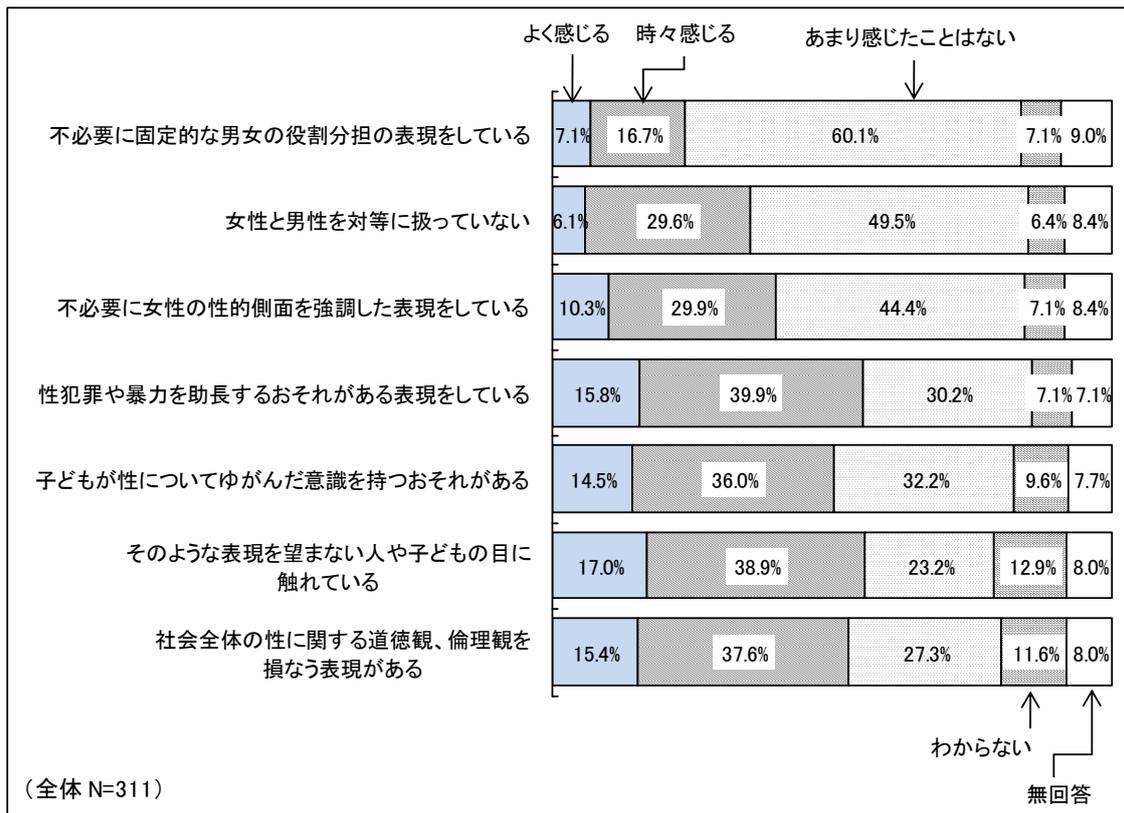
## 施策の方向（３） 異性に対する暴力を許さない環境づくり

### 【現状と課題】

インターネットなど新しいメディアが急速に浸透する中で、今回の市民アンケートでは、テレビ、雑誌、インターネットなどのメディアにおける性、暴力表現について、どのように感じるかとの質問に対し、全体で「性犯罪や暴力を助長するおそれがある表現をしている」、「そのような表現を望まない人や子どもの目に触れている」と感じている人が5割を超えています。社会的影響力の大きいメディアの情報については、メディアからの情報を主体的に読み解き、自ら活用する能力（メディア・リテラシー）の向上に向けた啓発活動が必要です。

また、携帯電話サイト等の利用者が急激に増えていることから、子どもが安全に使用できるような取組や、増加傾向にあるデートDV<sup>※6</sup>等を防止する観点から、若年層を対象とした予防啓発の必要性があります。

### メディアでの表現について、どのように感じるか



資料:平成22年別府市男女共同参画社会づくりに関するアンケート調査

### ※6 デートDV

配偶者等の男女間における身体的・精神的・経済的・性的な苦痛を与える暴力的行為をDVといい、そのうち、恋人間で生じる暴力のことをデートDVといいます。

【具体的な取組】

個人の尊厳を侵害する行為の根絶に向けて、啓発活動を行います。

具体的な取組	担当課
<b>①異性に対する暴力をなくす広報、啓発活動の推進</b>	
●ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など個人の尊厳を侵害する行為の根絶に向けて、市民に対し、広報、啓発を図ります。	自治振興課
●デートDVなどを予防、防止するため、高校生、大学生を対象に啓発活動を行います。	自治振興課
<b>②男女の人権尊重に向けた啓発の強化</b>	
●市民に対して、メディアから発信される情報を、人権尊重の視点に立って、受け手が情報を主体的に読み解き、活用する能力を取得できるよう啓発等を行います。	自治振興課
●携帯電話の使用方法などについて教職員の研修と、子どもと保護者に対する啓発や研修を行います。	学校教育課
●男女共同参画の視点から、市の施策に対する苦情の申出や人権侵害に係る相談、意見等の申出ができる制度の周知を行います。	自治振興課

平成 22 年度男女共同参画をテーマにした「標語・川柳」最優秀賞受賞作品

標語部門 小学生（1年生～3年生）の部

「作ろうよ 心をつないで 男女のわ」

亀川小学校 3年 大目勝斗さん

## 基本目標Ⅰ 男女がともに暮らしやすい社会づくり

### 基本方針Ⅲ 安全、安心に生活するための支援を強化します

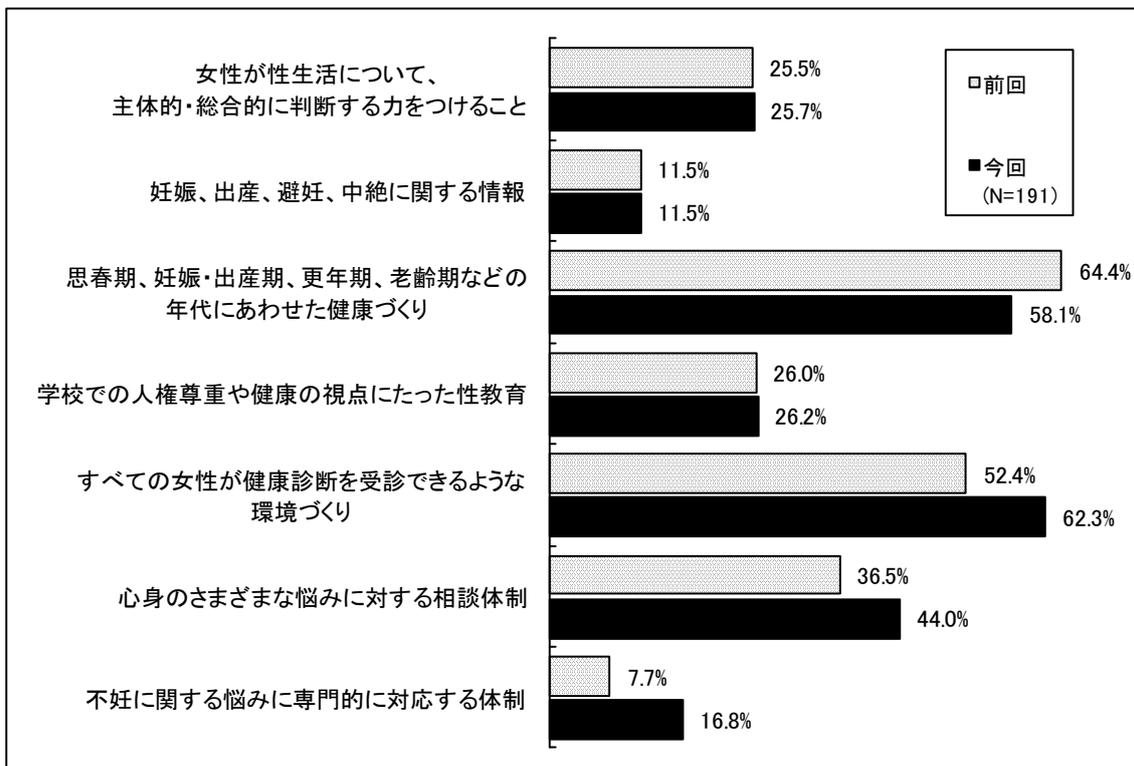
#### 施策の方向（１） 生涯を通じた健康支援の促進

##### 【現状と課題】

男女共同参画社会の形成に当たっては、男女が互いの性を十分に理解し、相手に対する思いやりを持つことが大切であり、生涯を通じた健康の維持が不可欠です。特に女性は、妊娠、出産を担うため、男性とは異なった体や心の問題に直面することがあることから、今回の市民アンケートで、女性が生涯にわたり心身ともに健康であるために必要だと思うことは何か、という問いに対して、「すべての女性が健康診断（診査）を受診できるような環境づくり」（62.3%）との回答が最も多くなっています。妊娠、出産期の女性の健康管理と乳幼児の健やかな発育等の支援をはじめ、年代に合わせて、健康診査や健康づくりができる環境の整備が求められています。

また、健全な家庭や職場環境づくりのためにも、女性だけでなく、男性の様々なストレスの軽減を図ることが重要であることから、男性の病気や悩みを相談できる窓口の周知等も必要です。

##### 女性が心身ともに健康であるために必要なこと（女性の意見）



資料：平成22年別府市男女共同参画社会づくりに関するアンケート調査

**【具体的な取組】**

女性が妊娠や出産について自己決定できるように啓発するとともに、自分自身の健康管理を行い、男女が互いの健康について知識を身に付け、相手の健康にも配慮ができるよう正しい情報を提供し、生涯を通じた心身の健康づくりを支援します。

具体的な取組	担当課
<b>①母子に対する健康支援</b>	
●事業主等に対し、男女雇用機会均等法における母性健康管理、母性保護規定の措置の周知、啓発に努めます。	商 工 課
●母子健康手帳の交付や妊婦の健康診査費の助成など妊娠、出産期における女性の健康管理を支援します。	健康づくり 推進課
●乳幼児に対する発育、発達を支援するため、年齢別の健康診査や育児相談を実施します。	健康づくり 推進課
●子どもができない悩みを抱える夫婦が、子どもが持てるような環境づくりとして、不妊治療費を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	健康づくり 推進課
<b>②男女に対する健康支援</b>	
●成人期、高齢期等年代に合わせた健康づくりができるよう、相談会や研修会を実施します。	健康づくり 推進課
●健康の保持増進のため、健康診査の普及啓発、健康診査及び健康診査結果に基づく保健指導を実施します。	健康づくり 推進課
●女性特有の病気（乳がん等）の予防、早期発見に取り組みます。	健康づくり 推進課
●エイズ等性感染症に関する正しい知識の普及、啓発を図ります。	健康づくり 推進課 保険年金課
●心の健康づくりに関する相談窓口の周知に努めます。	健康づくり 推進課

## 施策の方向（２） 困難を抱える男女への支援の推進

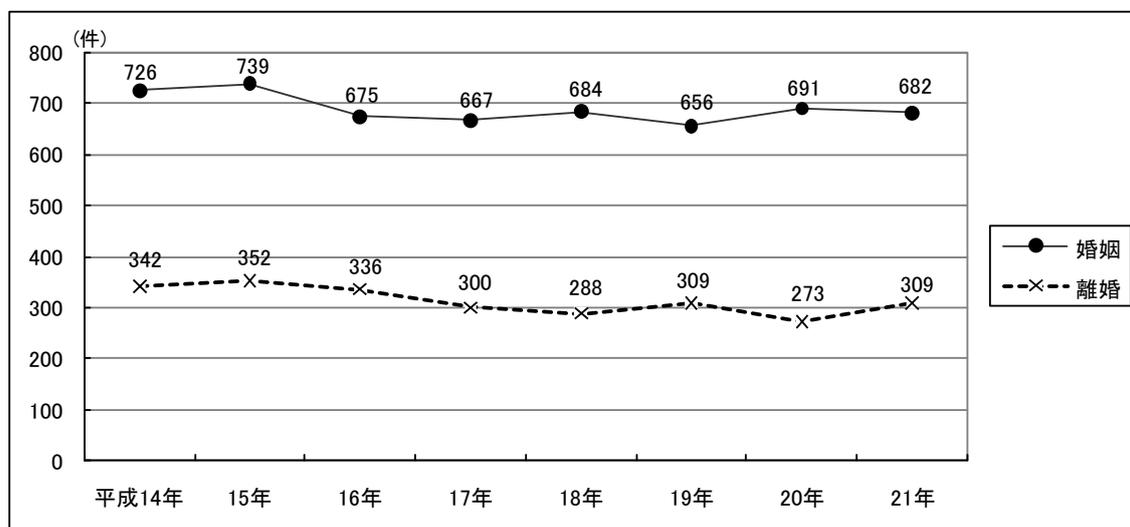
### 【現状と課題】

全国的にみて平成14年をピークに離婚件数は減少傾向にありましたが、平成21年は増加に転じ、大分県、本市でも同様の現象が見られます。

ひとり親家庭の経済状況は、父子家庭よりも母子家庭の方が厳しく、いったん生活困難な状況になると長期にわたり抜け出せず、その状況が次世代に連鎖しがちという実態があります。このようなことから、母子家庭に対する経済的自立に向けた安定した生活環境の確保のための就労支援等の必要性がより高まっています。個人の適性や能力に応じた自立を実現していくために、困難な状況に置かれた人を一貫して総合的に支援する仕組みを構築するとともに、次世代への生活困難な状況の連鎖を断ち切るため、親と子どもへの支援の充実が必要です。

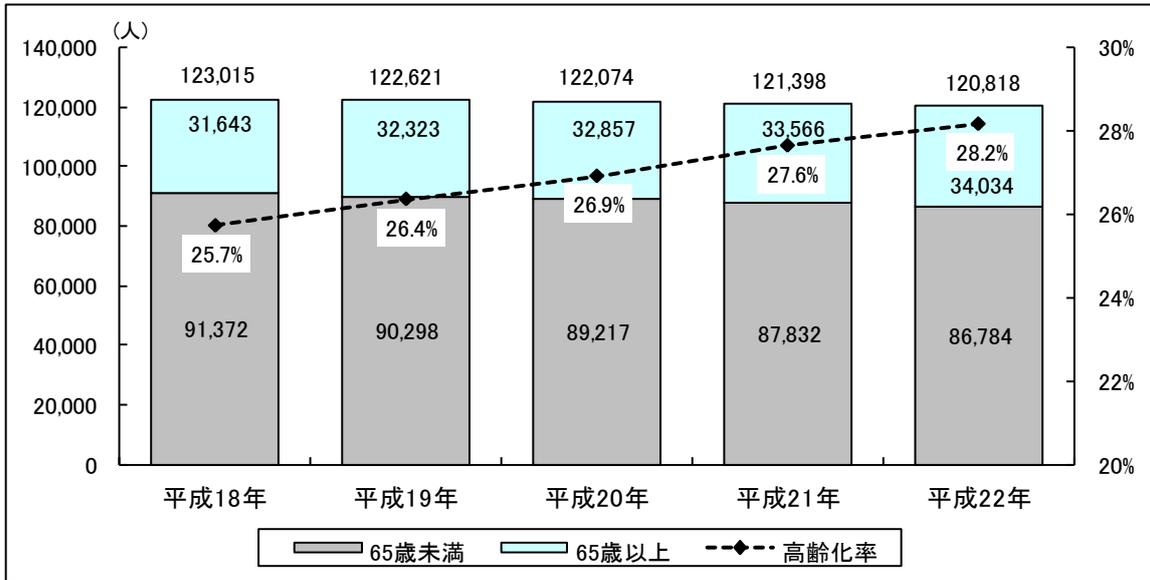
また、少子高齢化の進行に伴い、地域社会で孤立しがちな単身世帯、高齢者のみの世帯が今後ますます増えることから、個人が置かれた状況に応じたきめ細やかな支援が必要であり、雇用、福祉両面での市と関係機関との連携による体制の整備の推進が求められています。

別府市の婚姻・離婚件数



資料:別府市統計書

別府市の人口及び高齢化率※7の推移



資料:別府市自治振興課(住民基本台帳各年4月末日現在)

【具体的な取組】

母子家庭等ひとり親家庭の生活の自立に向けた就業、子育て、生活支援のための対策を推進します。また、高齢者や障がい者等が地域活動や社会に参画できる環境の整備を図るとともに、援助が必要な男女へ自立の支援を行います。

具体的な取組	担当課
<b>①ひとり親家庭の自立支援の推進</b>	
●ひとり親家庭に対する医療費の助成や手当を支給します。	児童家庭課
●ひとり親家庭の自立支援を行うため、母子自立支援員を配置し、相談、情報提供を行います。	児童家庭課
●母子家庭の母の就労支援を目的とした自立支援給付金を支給します。	児童家庭課
●ひとり親家庭が疾病等一時的に生活支援、保育サービスが必要な場合等に家庭生活支援員を派遣します。	児童家庭課

※7 高齢化率

総人口に占める65歳以上人口の割合。全国の高齢化率は、平成21年10月1日現在22.7%（高齢社会白書）。全国的にみると、5人に1人が65歳以上、10人に1人が75歳以上という本格的な高齢社会となっています。

## ②高齢者等の生活支援の推進

●高齢者の生活や人権、財産を守る権利擁護等に関する身近な総合相談、支援窓口としての地域包括支援センターの広報、周知を図ります。	高齢者福祉課
●高齢者や障がい者の生活支援と社会参加の促進を図ります。	高齢者福祉課 障害福祉課

## 施策の方向（３） 外国人に対する必要な支援の推進

### 【現状と課題】

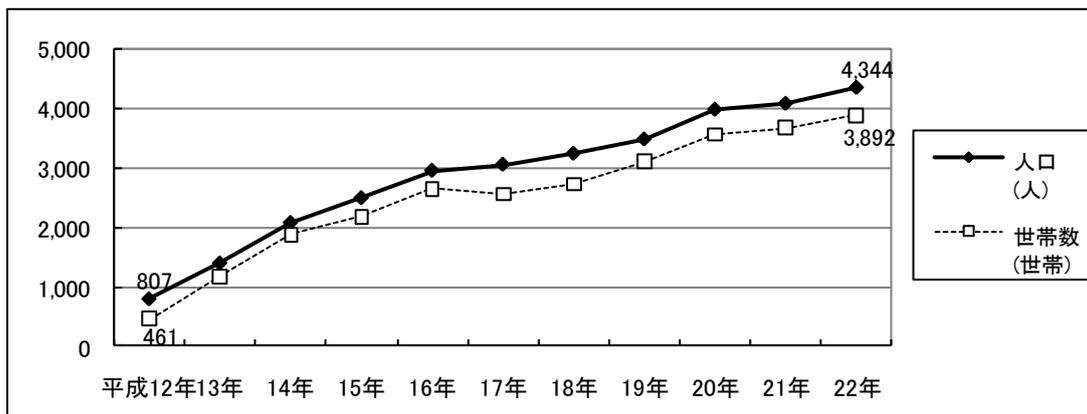
本市は、一層の国際化を推進するため、日本で初めて平成12年6月、「国際交流都市」※8を宣言し、諸外国からの観光客はもとより、多くの留学生を積極的に受け入れ、全市をあげて温かくもてなすように努めています。

平成22年3月31日現在、市内には外国人が4,344人、3,892世帯暮らしています。留学生は平成12年に国際大学が開校以来増加し、平成22年5月現在では、98の国と地域から約3,500人の留学生が市内の大学・短期大学で勉学に励み生活をしています。

このような地域の特性を活かし、市民と外国籍の市民が互いの文化を尊重し、身近な地域での交流等を進め、国際理解、国際協力の推進を図ることが必要です。

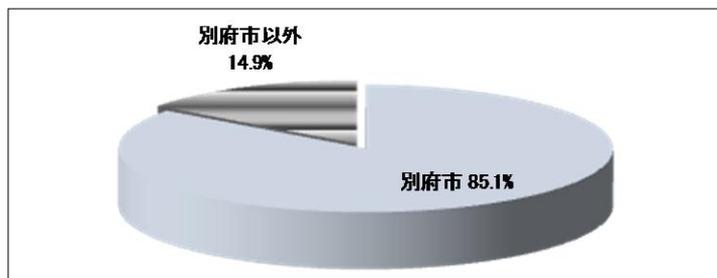
また、外国籍の市民が安心して生活できるよう、多言語による生活支援の情報提供等サービスの強化が求められています。

別府市の外国人登録人口及び世帯数の推移



資料:別府市住民基本台帳(各年3月末現在)

大分県における別府市内の大学等に在籍する留学生の割合



資料:別府市自治振興課(平成22年5月1日現在)

### ※8 国際交流都市宣言

本市は、一層の国際化を推進するため、平成12年6月21日、「国際交流都市」となることを宣言しました。

**【具体的な取組】**

人権尊重の観点から、国際理解、国際交流の推進を図り、国や人種にとらわれない誰もが安心して暮らせるまちづくりをめざします。

具体的な取組	担当課
<b>①外国籍の市民に対する生活支援の推進</b>	
●本市で生活する外国人に対して、市のホームページ等を通じて多言語による生活や健康支援の情報提供を行います。	文化国際課 関係課
●留学生やその家族を対象にした料理クラブ等、日本文化の理解を深めるための講座を実施します。	文化国際課 関係課
●日本語が話せない子どもの学習を支援します。	学校教育課
<b>②国際交流活動への参加促進</b>	
●地域交流国際料理クラブや語学講座等を通じて情報発信や国際理解の機会を提供します。	文化国際課
●国際理解教室や外国語指導助手（ALT）を派遣した外国語教育や留学生との交流を通じて国際理解の推進を図ります。	学校教育課
●姉妹都市・友好都市・国際交流都市との市民交流や、留学生の派遣等の事業を実施します。	文化国際課

## 市民のみなさんへ

### たとえば

「女だから・・・、男だから・・・」と性別によって役割を決めたり、能力を判断したりしていませんか？

「あなたがあなたらしく、わたしがわたしらしく」人生を送ることができるよう、互いの個性を大切にしましょう。

### たとえば

「女の子だから・・・、男の子だから・・・」と親や周囲の人が、子どもの気持ちや個性から目をそらしていませんか？

次世代を担う子どもたちの男女平等、男女共同参画意識を家庭、地域、学校などではぐくみましょう。

### たとえば

「暴力をふるわれるのは、私が悪いから」、「私さえ我慢すればいい」と思っていないですか？

ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメントは、個人の尊厳を侵害する行為です。一人で悩まず、だれか（どこか）に相談しましょう。

「男女共同参画」とは、決して難しいことでも、他人事でもありません。性別に関係なく、わたしがわたしらしく、あなたがあなたらしく過ごすことができるように、身近な生活の中で、男女平等になっていないことがないか、家族や周囲の人達と話し合ってみませんか。

## 基本目標Ⅱ 男女がともに働きやすい環境づくり

### 基本方針1 雇用の機会均等と待遇の確保を呼びかけます

#### 施策の方向(1) 雇用の機会均等の確保対策の推進

##### 【現状と課題】

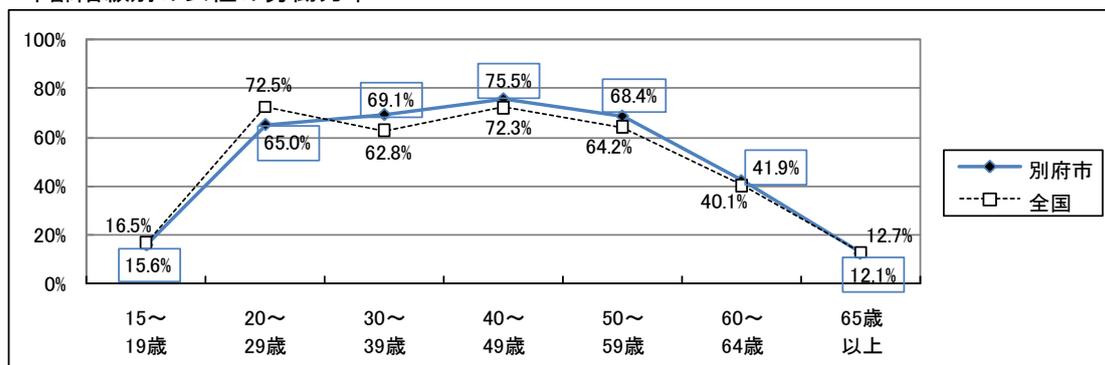
採用、昇進等について男女を均等に扱う努力義務を盛り込んだ男女雇用機会均等法の施行から20年以上が経過し、男女の雇用機会と待遇の確保は、制度上では整いましたが、現実には隔たりがあります。

本市の人口は女性が半数以上を占め、少子高齢化が進む中、女性の社会に対する役割は大変重要なものになっています。総務省「労働力調査」をみると、女性の年齢階級別労働力率<sup>※9</sup>は、現在も依然として「M字カーブ」を描いており、子育て期には仕事を辞めている女性が少なくないことがわかります。本市では10代と20代の労働力率が、全国に比べ低いことから、女性に対する雇用の機会の確保は、差し迫った重要な課題であると言えます。

今回の市民アンケートで、職場で女性は男性に比べ、仕事の内容や待遇面で差別されているか、という問いに対し、女性の3割が「差別されていると思う」と回答しており、その理由として、「賃金に格差がある」、「能力を正當に評価しない」をあげている女性が4割を超えています。

これらの状況を踏まえ、企業等に対して男女の雇用機会と待遇の確保対策の促進を呼びかけるとともに、妊娠、出産等を理由に不利益扱いすることや間接差別<sup>※10</sup>の禁止など、平成18年に改正された男女雇用機会均等法の市民(労働者)に対する周知に努めることが必要です。

年齢階級別の女性の労働力率



資料:平成17年国勢調査・総務省「労働力調査」より作成

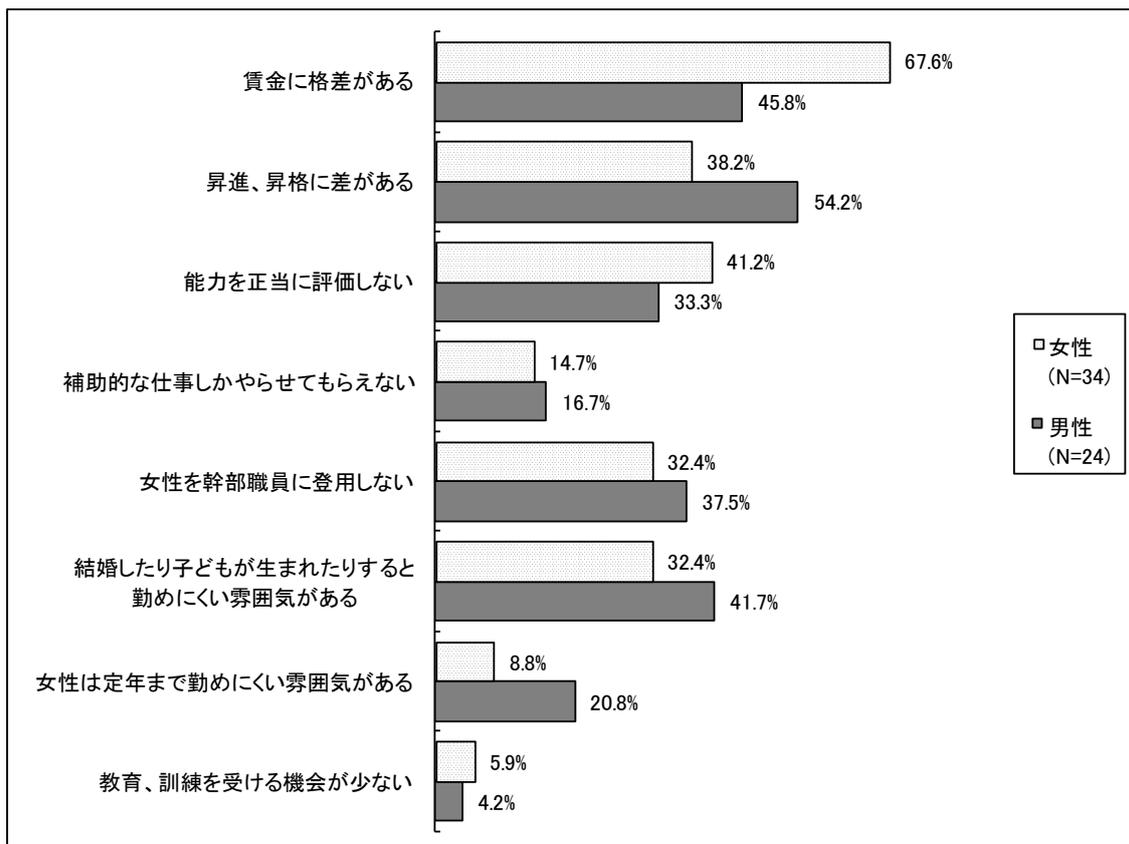
##### ※9 労働力率

15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合をさします。

##### ※10 間接差別

外見上は性に中立的な規定、慣行や基準等が、他の性の構成員と比較して、一方の性の構成員に、不利益を与え、その基準等が職務と関連性がない等、合理性・正当性が認められないものをさします。

職場では、女性は男性に比べ、仕事の内容や待遇面で差別されていると思う理由



資料:平成 22 年別府市男女共同参画社会づくりに関するアンケート調査

【具体的な取組】

男女の雇用における均等な機会と待遇の確保の徹底をめざし、性別による差別的取扱いの是正等に向け、関係法令等の周知、啓発を図ります。

具体的な取組	担当課
<b>①企業等における男女雇用機会均等対策の促進</b>	
●企業等に対して、関係課、関係機関と連携を図り、改正男女雇用機会均等法など関係法令を周知し、雇用の機会均等と待遇の確保対策を促進します。	商工課 自治振興課
●市報、啓発誌等で、市民に対する関係法令の周知等を行うとともに、関係機関と連携して労働相談を実施します。	商工課 自治振興課
●男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる企業等に対し、表彰や認定制度を設けるなど、企業等における取組の促進を図ります。	自治振興課

## 施策の方向（２） 非正規雇用者の労働条件等の整備

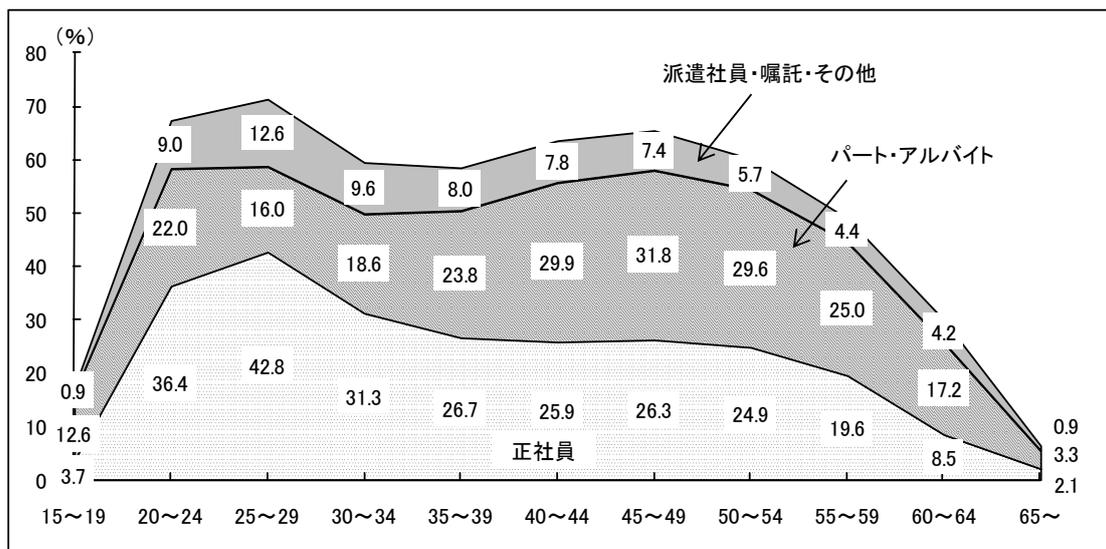
### 【現状と課題】

総務省「労働力調査」によると、非農林業の労働者のうち、非正規の職員、従業員の割合は男女とも年々増加しており、特に女性の非正規の職員、従業員の割合は平成16年以降半数を超えています。

非正規雇用<sup>※11</sup>については、相対的に低賃金で雇用が不安定であり、非正規雇用から正規雇用への移行状況は、女性の方が男性よりも低くなっています。男性に比べ女性の非正規雇用の割合が高い現状では、女性が貧困に陥りやすい背景もあることから、仕事と生活の調和を進め、男女が働き続けられる環境の整備とともに、非正規雇用者の処遇の改善を進めることが求められています。

事業主に対し、非正規雇用者から正規雇用者への転換を推進するための措置を義務付けるなど、平成20年に施行された改正パートタイム労働法<sup>※12</sup>の周知を、企業（事業主）側と市民（労働者）に対して実施することが必要です。

年齢階級別の女性の雇用者割合（平成19年）



資料：内閣府「平成21年版 男女共同参画白書」

- （備考）
1. 総務省「就業構造基本調査」より作成。
  2. 会社役員を除く雇用者。
  3. 「正社員」とは、正規の職員・従業員。「派遣社員・嘱託・その他」とは、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託、その他。

### ※11 非正規雇用

正規雇用以外の雇用形態。契約社員、派遣社員、パートタイマー、アルバイトなどが含まれます。

### ※12 改正パートタイム労働法

正式には「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（平成5年法律第76号）。平成20年にアルバイトなどパートタイム労働者の待遇を通常の労働者と均衡のとれた待遇とするための措置等を事業主が講じることを努力義務とした改正パートタイム労働法が施行されました。

### 【具体的な取組】

契約社員や派遣社員等の非正規雇用の雇用環境の整備に向けた取組が必要であることから、企業等に対してパートタイム労働法等関係法令の周知を図り、非正規雇用の待遇改善に向けた取組等を推進します。

具体的な取組	担当課
<b>①企業等への啓発及び非正規雇用者に対する情報提供の推進</b>	
●企業等に対して、関係課、関係機関と連携を図り、同一価値労働同一賃金 <sup>※13</sup> に向けた取組等、非正規雇用者と正規雇用者との均等待遇の推進を図ります。	商 工 課 自治振興課
●適正な労働条件を確保するため、非正規雇用者に対する情報提供の充実を図ります。	商 工 課 自治振興課

---

#### ※13 同一価値労働同一賃金

通常の労働者（正規雇用者）とアルバイトなどパートタイム労働者（非正規雇用者）とで職務の内容と人材活用の仕組みや運用などが同じであれば、単位当たりの仕事の対価は同じであるべきという理念のことです。

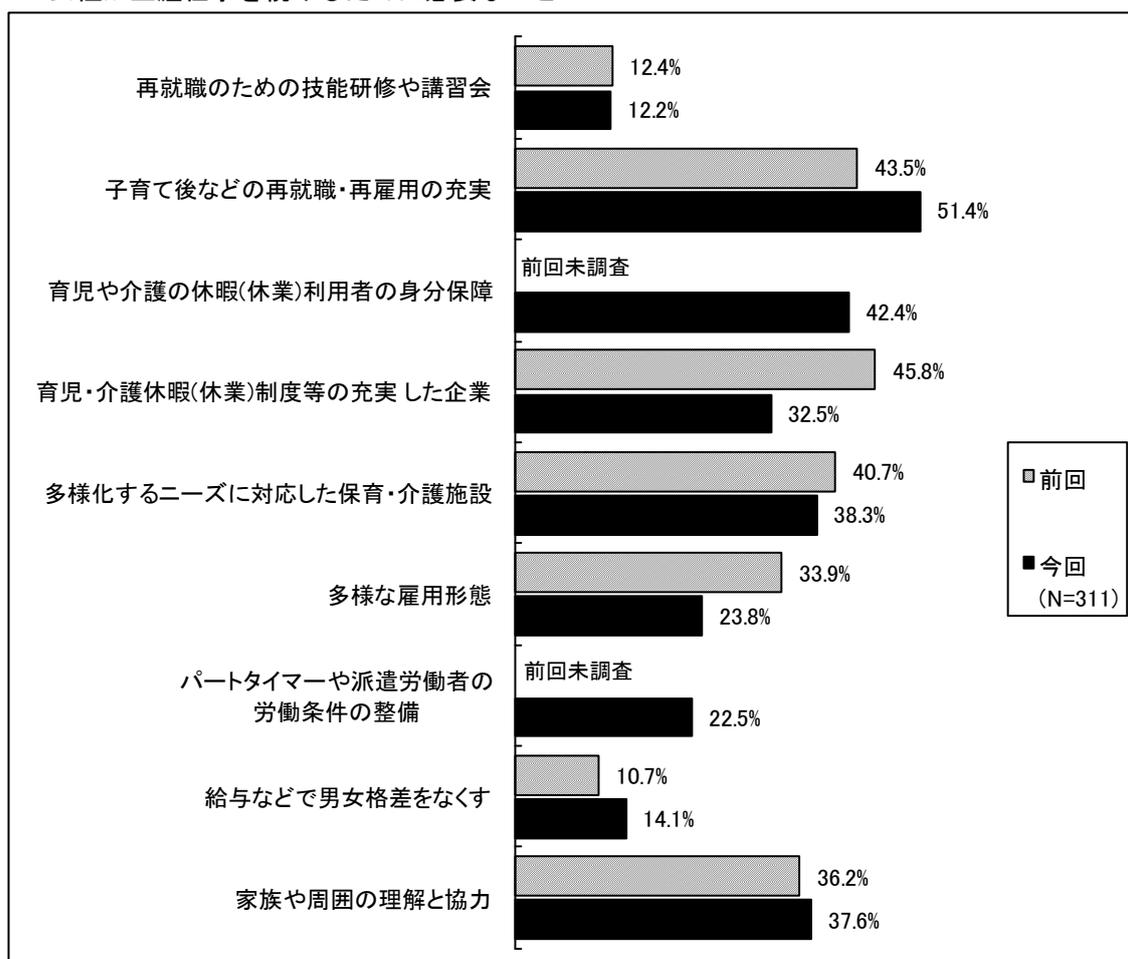
## 施策の方向（３） 女性の能力発揮促進のための支援

### 【現状と課題】

女性が職業を持つことに対する内閣府の意識調査（平成21年）では、7割以上の男性が、女性の就業に肯定的な考え方を持っており、本市の今回の調査結果でも同様の傾向がみられました。また、いったん、仕事を辞めても、子どもが育つにつれて就労を希望する女性は多く、内閣府の調査では、子どもが中学生以上の場合、9割の女性が働くことを希望しています。働き方も子どもの年齢が上がるにつれ、フルタイムでの就業希望者が増えています。その一方で、現状は働いていない女性が多く、働き方もパートやアルバイトがほとんどで、女性の就業継続や再就職をめぐる状況は、依然として厳しいものがあります。

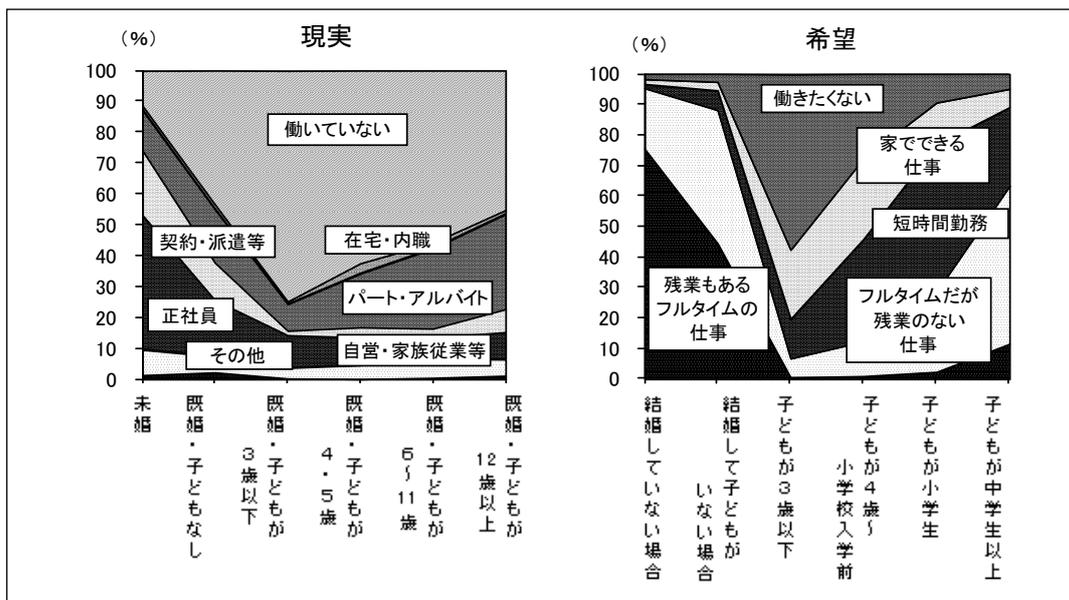
今回の市民アンケートで、女性が生涯仕事を続けるために必要なことは何か、という質問では、「子育て後などの再就職・再雇用の充実」と答えた女性が約5割いたことからわかるように、本市でもその対策を強化することが求められています。

女性が生涯仕事を続けるために必要なこと



資料：平成22年別府市男女共同参画社会づくりに関するアンケート調査

## 女性のライフステージに応じた働き方の希望と現実



資料:内閣府「平成 21 年版 男女共同参画白書」

- (備考)
1. 内閣府「女性のライフプランニング支援に関する調査」(平成 19 年)より作成。
  2. 「自営・家族従業等」には、「自ら起業・自営業」、「自営の家族従業者」を含み、「契約・派遣等」には、「有期契約社員、委託職員」、「派遣社員」を含む。
  3. 調査対象は、30～40 歳代の女性である。

### 【具体的な取組】

結婚、出産、介護等様々な理由で離職した女性の再就職を支援するとともに、就職、再就職等をめざす女性の能力向上に向けた取組を推進します。

具体的な取組	担当課
<b>①女性の能力向上、就労のための支援</b>	
●関係課、関係機関と連携し、就職、再就職を希望する女性の就労を支援するための情報提供を行います。	商工課 自治振興課
●在職中、就職又は再就職を希望する女性に対する能力向上、資格取得等を目的とした講座の開催支援や情報提供を行います。	自治振興課

## 基本目標Ⅱ 男女がともに働きやすい環境づくり

### 基本方針2 仕事と生活の調和の実現をめざします

#### 施策の方向(1) 仕事と生活の調和の必要性の啓発

##### 【現状と課題】

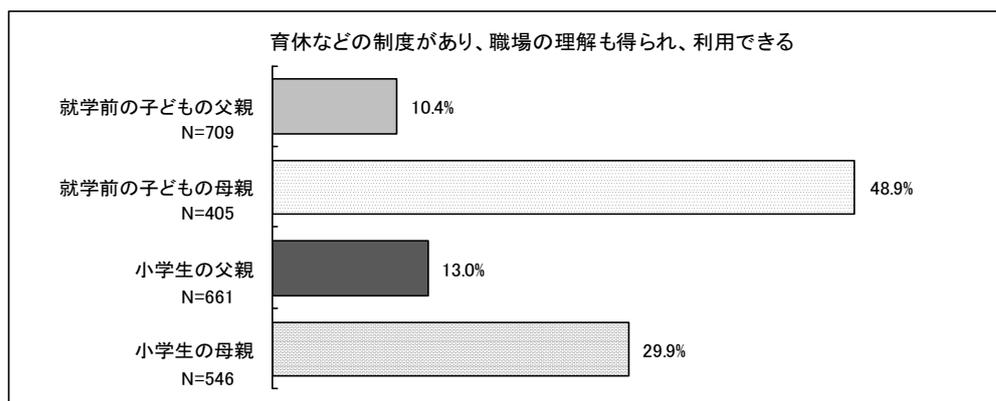
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス<sup>※14</sup>)の実現に向けては、「仕事と生活の調和憲章」及びその行動指針の下で官民挙げた幅広い取組が始まっています。しかしながら、仕事と育児、介護等の両立を支える環境の整備が十分とはいえません。男女とも育児・介護休業等の制度を利用しやすい組織風土づくりや、働き方の見直しを可能にする職場環境づくりと、企業等における人事評価方法の改定や労働時間の短縮等の取組を進める必要があります。

仕事と生活の調和を実践することで、個人にとっては家族との時間、自己啓発の時間を持つことができ、地域活動へ参加することにより、地域とのつながりや人とのつながりが生まれ、高齢社会における孤立防止につながっていきます。

企業等にとっても、有能な人材の確保、定着の可能性が高まり、企業等の活力や生産性が増すことにつながります。

仕事と生活の調和の推進は、男性と女性が家庭や社会的責任をともに担い、一人ひとりの能力、個性を発揮するという男女共同参画の視点からも重要な基盤です。このような仕事と生活の調和の推進の必要性についての社会の意識、関心を高め、行政のみならず、市民、企業等が連携して、取組の推進を図っていく必要があります。

勤務先は産休や育児休暇などの制度があり、利用できるか



資料:平成22年3月「べっぴん子ども次世代育成支援(後期)行動計画」

##### ※14 ワーク・ライフ・バランス

誰もが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、様々な活動を自分の希望するバランスで実現できる状態のことをさします。

**【具体的な取組】**

仕事と生活の調和の実現に向け、その必要性和効果について、市民及び企業等に対し情報提供を行い、仕事と生活の調和は企業側にも働き手にもメリットがあることをPRしていきます。

具体的な取組	担当課
<b>①職場、地域における啓発</b>	
●企業等に対し、県、関係機関と連携して、「仕事と生活の調和」の必要性の周知を図るとともに、市報、啓発誌を通じて市民への浸透を図ります。	商工課 自治振興課
●仕事と生活、プライベートとの充実の両立を図るため、仕事と生活の調和の推進に向けた講座等の情報提供を行います。	自治振興課

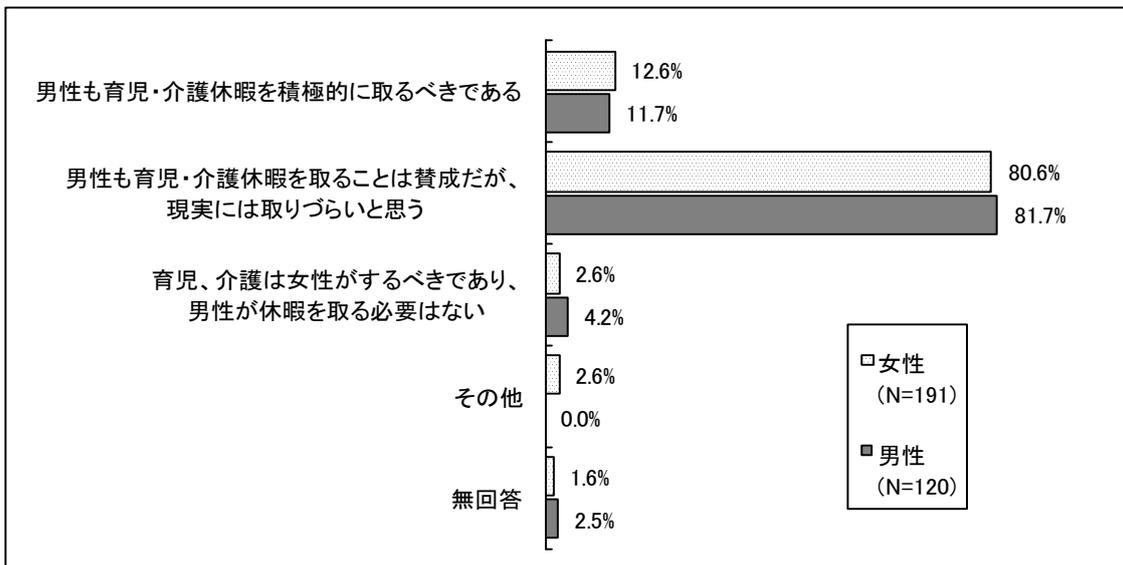
## 施策の方向（２） 仕事と家庭が両立できる職場環境の整備の促進

### 【現状と課題】

仕事と生活の調和は、個々の企業等の実情に合った効果的な進め方を労使で話し合い、自主的に取り組んでいくことが基本ではありますが、企業等組織内部の問題にとどまらず、地域社会を持続可能で確かなものとするに不可欠な要素となっています。しかしながら、今回の市民アンケートでは「男性も育児・介護休暇を取ることは賛成だが、現実には取りづらいと思う」と回答した人が8割を占めています。その理由を「職場に休暇を取りやすい雰囲気がない」とした人が最も多くなっています。

女性が生涯仕事を続けるために必要なことについての質問（40ページ参照）では、「育児・介護の休暇（休業）利用者の身分保障」、「多様化するニーズに対応した保育・介護施設」、「家族や周囲の理解と協力」と答えた人が全体の3割を超えています。このような結果から、企業等に育児・介護休業法<sup>※15</sup>の周知を図るとともに、休暇制度の利用促進に向けた職場の環境づくりの啓発に取り組む必要があります。あわせて、ニーズに合った子育て、介護サービスの提供が求められています。

### 男性の育児・介護休暇取得について

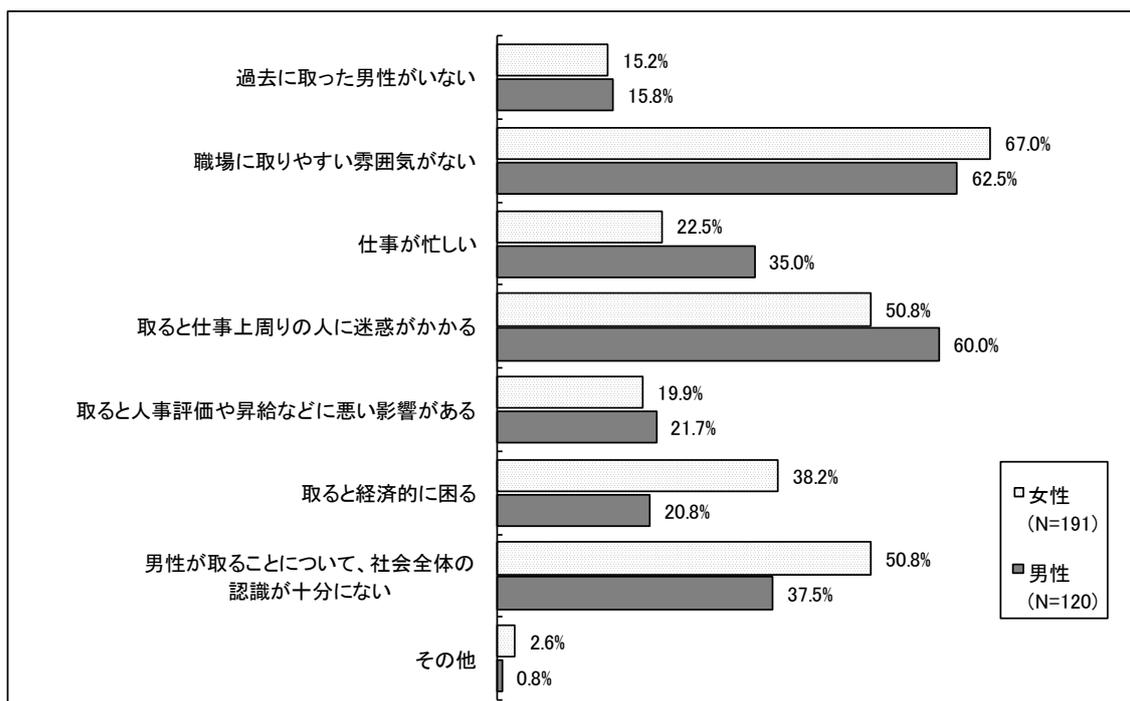


資料:平成22年別府市男女共同参画社会づくりに関するアンケート調査

### ※15 育児・介護休業法

正式には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）。育児や介護を行う労働者の仕事と家庭の両立をより一層推進するために、平成22年6月には、父親も育児休業を取得しやすい制度や介護のための短期の休暇制度が創設された改正育児・介護休業法が施行されました。

## 男性の育児・介護休暇取得が少ない理由



資料:平成 22 年別府市男女共同参画社会づくりに関するアンケート調査

### 【具体的な取組】

企業等や市民とともに働き方の見直しを行い、仕事と家庭が両立できる環境づくりの整備を図ります。

具体的な取組	担当課
<b>①育児・介護休業制度の利用促進</b>	
●企業等に対して、育児・介護休業法や関連指針の周知を関係機関とともにを行います。	商工課 自治振興課
●父親が育児、介護に関わることができるよう働き方、働かせ方の見直しを積極的に啓発します。	自治振興課 関係課
<b>②育児・介護サービスの充実</b>	
●地域子育て支援センターやファミリーサポートセンターの充実を図り、子育て支援を推進します。	児童家庭課
●ベっぴ子ども次世代育成支援行動計画に基づき、多様なニーズに合わせた保育制度や放課後児童クラブの充実を図ります。	児童家庭課 学校教育課
●多様なニーズに応じた介護サービスの提供について支援を行います。	高齢者福祉課

## 施策の方向（3） 多様な働き方における仕事と生活の調和の普及

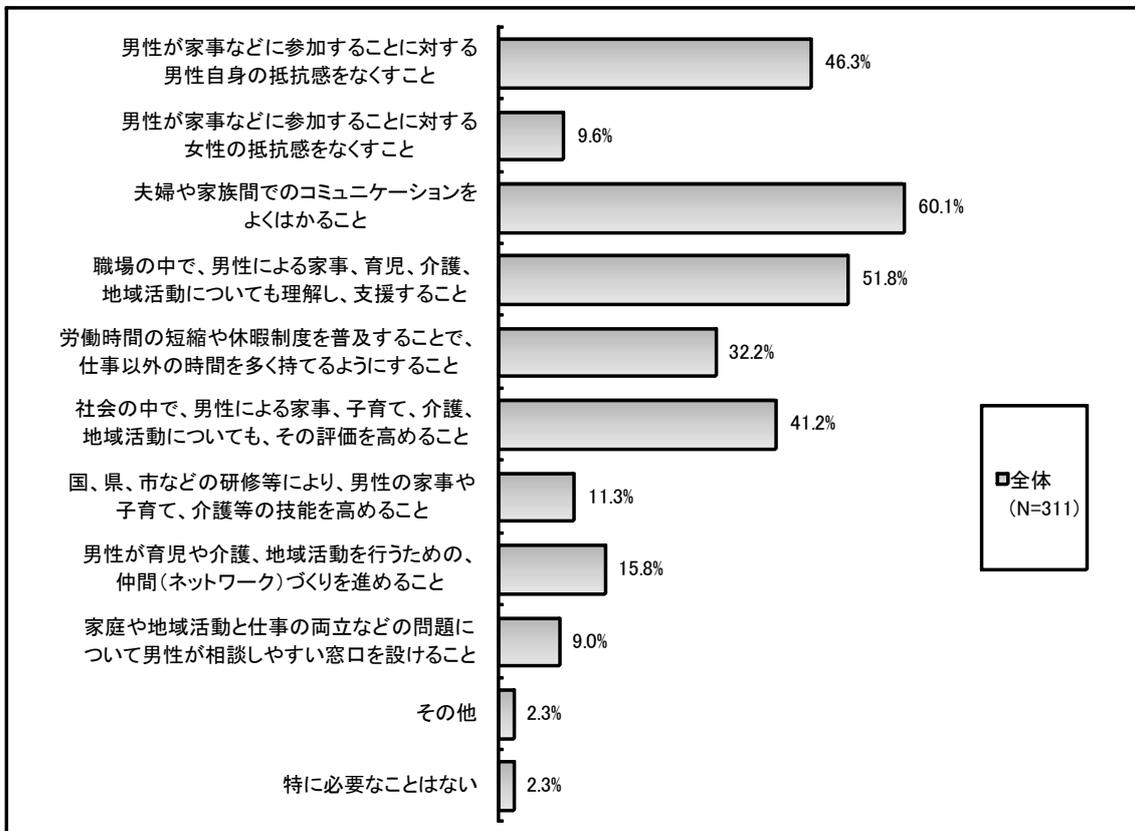
### 【現状と課題】

男性の長時間労働を前提とした働き方が、女性の家事、育児、介護の負担の偏りを招き、第1子出産を機におよそ6割の女性が仕事を辞めてしまうことなどの要因になっています。これまでの働き方を見直すことにより、夫の家事、育児などの参画が可能となれば、女性の継続就業や、男性の長時間労働によるストレスの増長を抑制することができます。

今回の市民アンケートで、今後、男性が女性とともに家事、育児、介護、地域活動等へ参加するために必要なことは何か、と聞いたところ、全体で「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」が最も多く、「男性の家事などの抵抗感をなくすこと」、「社会の中で男性の家事、子育て、地域活動についてその評価を高めること」などの回答が4割を超えています。

育児・介護休業、短時間正社員制度、フレックスタイム制、テレワーク、在宅就業など個人の置かれた状況に応じた柔軟な働き方を支える制度の整備、男性の長時間労働の是正や育児休業の取得促進に向けて、男性自身の意識啓発や、社会的気運の形成のための取組が必要となっています。

### 今後、男性が女性とともに家事、育児、介護、地域活動等へ参加していくために必要なこと



資料:平成22年別府市男女共同参画社会づくりに関するアンケート調査

【具体的な取組】

家庭生活での役割分担ができるよう男性の家事、育児、介護などへの参画についての社会的気運の形成を図るための取組を行います。

具体的な取組	担当課
<b>①男性の家庭生活、地域活動等への参画の促進</b>	
● 固定的性別役割分担意識にとらわれず、男性の家事、育児参画等についての社会的な気運の形成を図るための啓発活動を実施します。	自治振興課
● 男女が協力して育児ができるよう情報交換の場や、ネットワークづくりのための取組を支援します。	児童家庭課
● 市役所の男性職員が、育児に積極的にかかわることができるよう環境を整備し、育児休業取得率の上昇を図ります。	職員課
● 男女が協力して介護ができるよう、情報提供や個別の支援を行います。	高齢者福祉課



大分県「パパの子育て応援」シンボルマーク

## 基本目標Ⅱ 男女がともに働きやすい環境づくり

### 基本方針3 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を促進します

#### 施策の方向(1) 様々な分野での女性の参画の推進

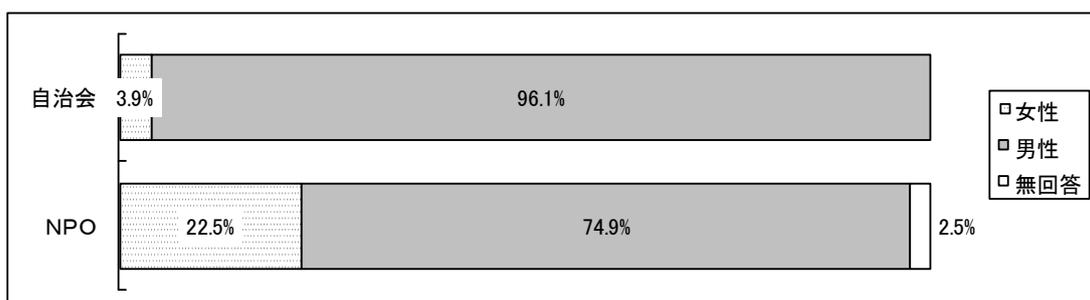
##### 【現状と課題】

国では「2020年までに社会のあらゆる分野において、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になるよう期待する。」という目標を、平成17年12月に閣議決定した男女共同参画基本計画(第2次)に明記し、目標達成に向けて取組を進めています。しかし、現在でも女性の社会的参画は十分ではなく、国際的にみても低水準にあります。

また、内閣府による調査(平成20年)によると、自治会における代表者に占める女性の割合は、3.9%で、本市では、平成22年4月1日現在2.8%(※本市の場合は、自治委員)となっており、人口に占める女性の割合がとりわけ高いという本市の現状に反して、地域活動の場での意思決定過程に女性が十分参画できていないことがわかります。

今回の市民アンケートでは、自治会や町内会、PTAなどの役職、議員や行政委員への女性の進出が進まない原因として、「男性になる方が良いと思っている人が多い」と答えた人が男女とも5割近くにのぼりました。このことから、男女双方に対する意識改革と、組織等の代表者への働きかけを連携して進める必要があります。

地域活動の代表者に占める男女の割合

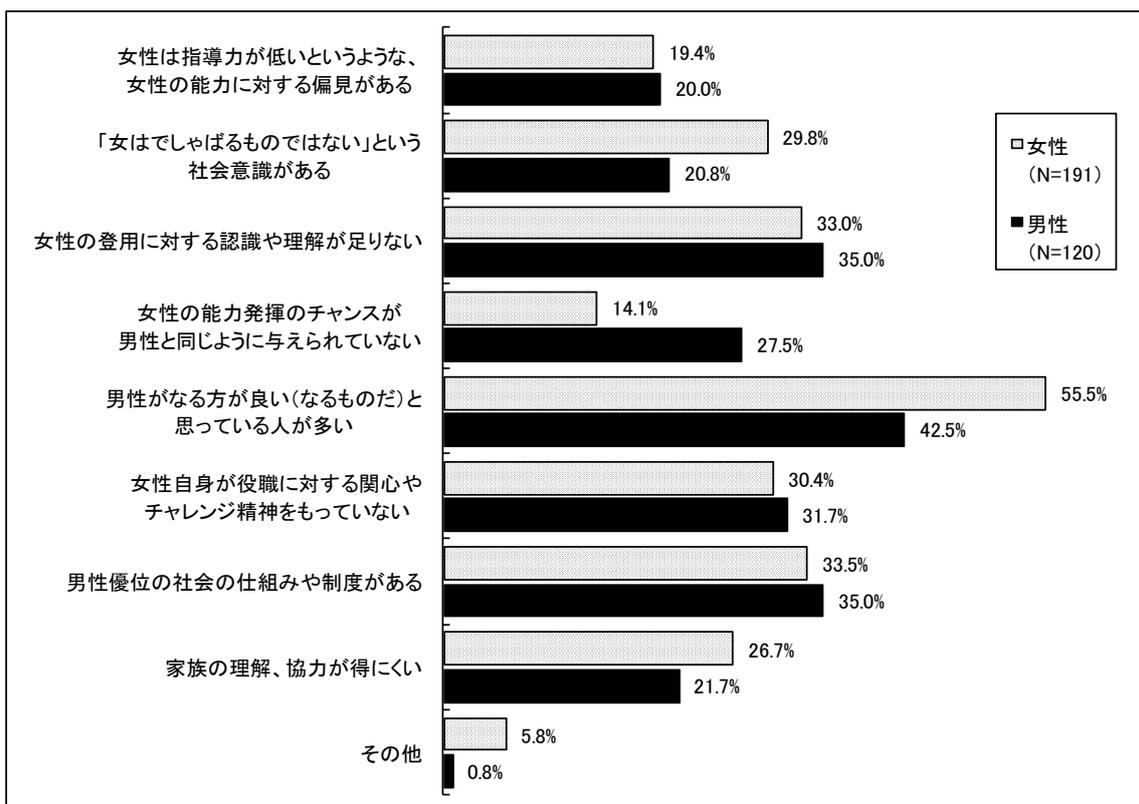


資料:内閣府「平成21年版 男女共同参画白書」

※自治会については「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(平成20年)

※NPOについては経済産業研究所「平成18年度「NPO法人の活動に関する調査研究(NPO法人調査)」報告書」(平成19年)

## 女性の社会進出が進まない理由



資料:平成 22 年別府市男女共同参画社会づくりに関するアンケート調査

### 【具体的な取組】

様々な分野に女性が参画し、男女双方の意見が反映されるよう企業等に働きかけを行うとともに、女性の人材育成に向けた取組を支援します。

具体的な取組	担当課
<b>①女性の人材育成の推進</b>	
●企業や各種団体等に対して、組織の意思決定の場に男女がともに参画できる条件整備と、組織の管理職の意識改革を働きかけます。	自治振興課
●まちづくりや自治会等の地域活動、農業分野等への女性の積極的な参画や登用を呼びかけます。	観光まちづくり課 農林水産課 自治振興課
●女性の人材に関する情報の収集と提供を行います。	自治振興課
●女性の人材育成のための研修や講座の開催の充実を図ります。	自治振興課

## 施策の方向（２） 審議会等への女性委員の参画の推進

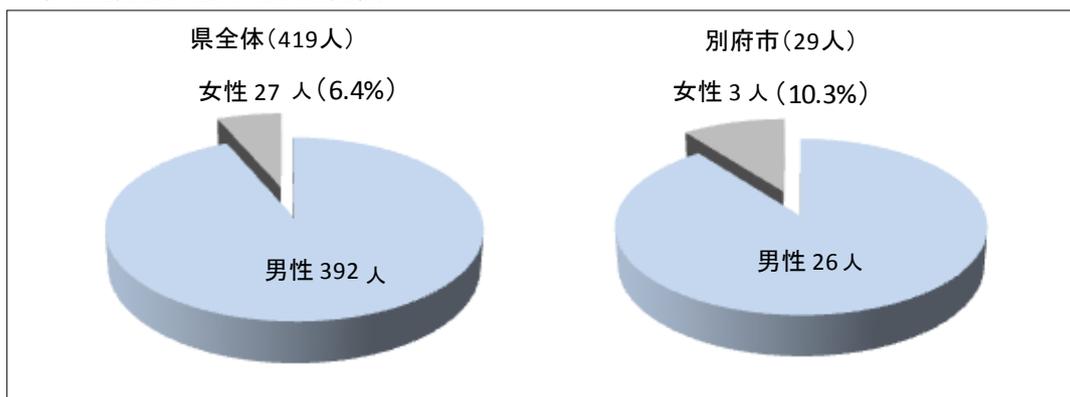
### 【現状と課題】

市政の政策等の形成、決定に多様な視点を取り入れ、男女がともに生活しやすい市としていくためには、まだ女性の参画が進んでいない審議会等の委員への女性の登用を促進し、政策、方針決定過程に男女双方の意見を反映させることが重要です。

市町村議会における女性議員の割合は、大分県全体が6.4%であるのに対し、本市は10.3%と上回っていますが、人数ではわずか3人にすぎません。

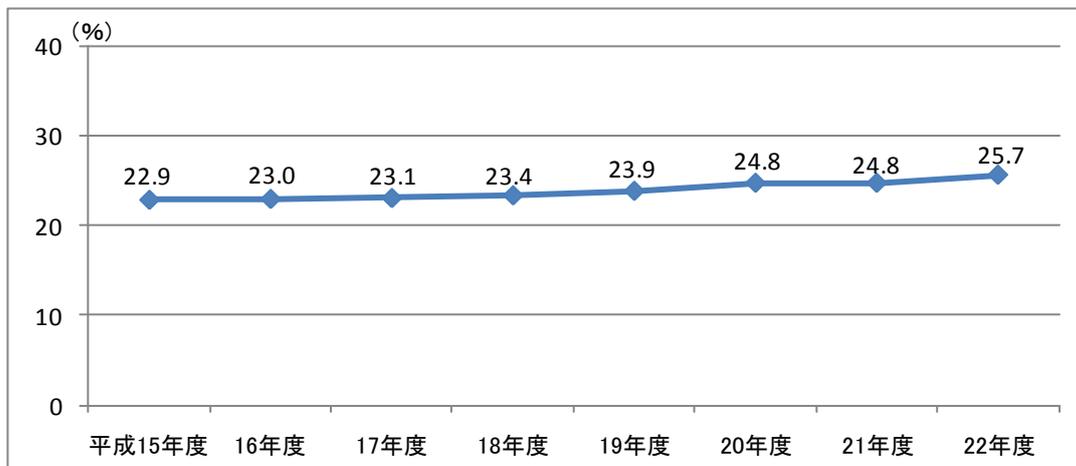
審議会等での女性委員の占める割合も、平成15年度の22.9%に比べ、平成22年4月1日現在では、25.7%と上昇傾向にはあります。しかしながら、市長を本部長とする別府市男女共同参画推進本部会で決定した、「平成22年度までに女性委員の占める割合を30%とする」との目標数値には届いていません。今後更なる女性委員の積極的な参画を進める取組が急務となっています。

市町村議会における女性議員



資料:別府市自治振興課(平成22年4月1日現在)

別府市の審議会等への女性委員の登用状況



資料:別府市自治振興課

**【具体的な取組】**

多様な考えを政策や方針等に反映させるため、審議会等への女性の参画の拡大に取り組めます。

具体的な取組	担当課
<b>①女性委員の比率向上に向けた啓発</b>	
●市の審議会等における女性委員の割合を平成27年度末までに30%以上とすることをめざします。	自治振興課
●審議会等委員選出時に報告を求め、女性委員のいない審議会等をなくすよう働きかけ、女性委員の割合が高まるよう取り組めます。	自治振興課

## 施策の方向（３） 市役所における女性の参画の促進

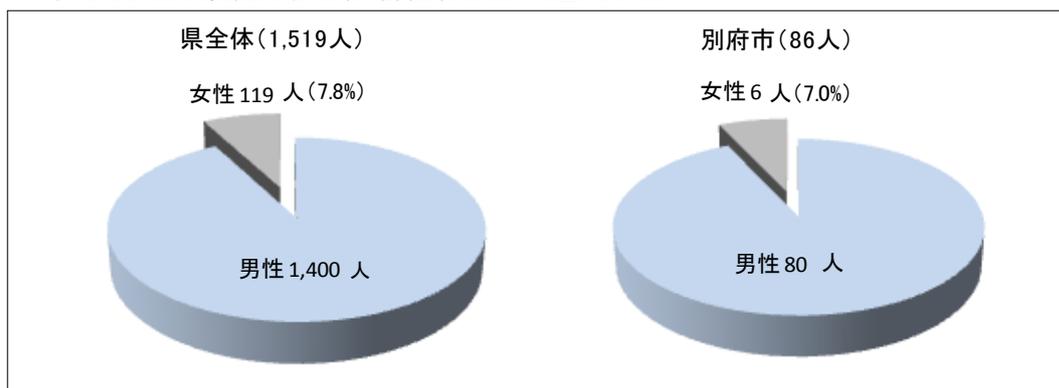
### 【現状と課題】

本市における管理職の登用状況をみると平成22年4月1日現在、管理職86人に対して、女性管理職は6人、女性比率は7.0%となっています。この数値は平成20年の3.2%に比べ上昇しています。しかし、政令指定都市を含む市区町村の全国平均（平成22年4月1日現在）の9.8%、大分県全体の7.8%を下回っている状況にあります。

本市は、市民の半数以上を女性が占める市であり、市役所の重要な政策決定の場に女性が参画し、多様な視点や発想を生かし、市民サービスを向上させるためには積極的な女性の登用が求められます。

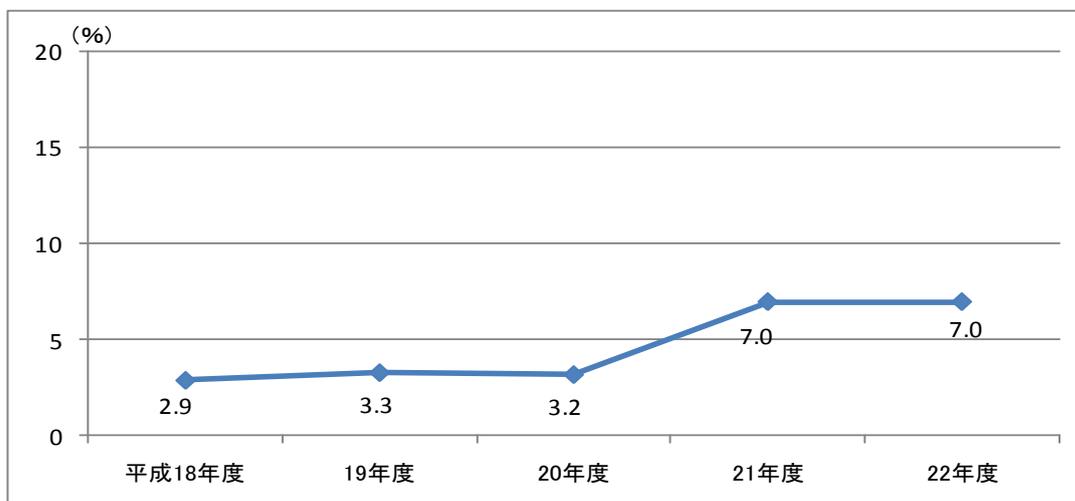
あわせて、性別にかかわらず、すべての職員が能力を十分に発揮できる環境の整備が必要となっています。

市町村女性公務員の管理職（課長職以上）の登用状況



資料:別府市自治振興課(平成22年4月1日現在)

別府市の女性公務員の管理職（課長職以上）の登用状況



資料:別府市自治振興課

**【具体的な取組】**

市民の多様なニーズを反映し、質の高いより良い市民サービスにつながるよう女性職員の積極的な登用と意識啓発を行います。

具体的な取組	担当課
<b>①管理職等への女性の登用促進</b>	
●女性職員の積極的な登用を進めます。	職 員 課
<b>②職員に対する意識啓発の推進</b>	
●人材育成を進め、男女がともに意欲と能力を十分に発揮できるように研修や意識啓発を行います。	職 員 課

## 市民のみなさんへ

### たとえば

「長時間労働ができる（する）社員」＝「優秀な社員」という評価をしていませんか？

企業などでは、仕事と家庭、地域活動や自己研さんの時間をバランスよくとることができるよう、労働時間や人事評価方法を見直し、男性も女性も働きやすい職場環境を整えましょう。

### たとえば

「女性は補助的な仕事向き」、「組織の長は男性がするべき」と思い込んでいませんか？

企業などでは、性別にかかわらず個人の意欲、能力に合った採用、管理職などへの登用を進めましょう。

### たとえば

「男性は働いて当然」、「女性が家事をするのは当たり前」と決めつけていませんか？

男女が協力して、育児、介護、家事や地域活動に積極的に取り組むことができるように、家族や周囲の人と、仕事や家庭などでの役割分担について話しましょう。

今回の市民アンケートでは、「男女共同参画社会実現のために、どのようなことに力を入れていくべきだと思いますか」との質問に対して、男女ともに「労働時間の短縮など、男女が家事、育児、介護などを分担できる働き方を確保すること」との回答が最も多くなりました。

女性が仕事を持つことや、男性が育児休暇等を取ることに賛成する人は多くなりましたが、依然として家事の負担は女性に、家計の責任は男性に偏りがちです。

働き方、働き方をめ直し、仕事と家庭生活、地域活動、自己研さん等、本人が希望するバランスのとれた活動ができるような環境づくりを始めませんか。

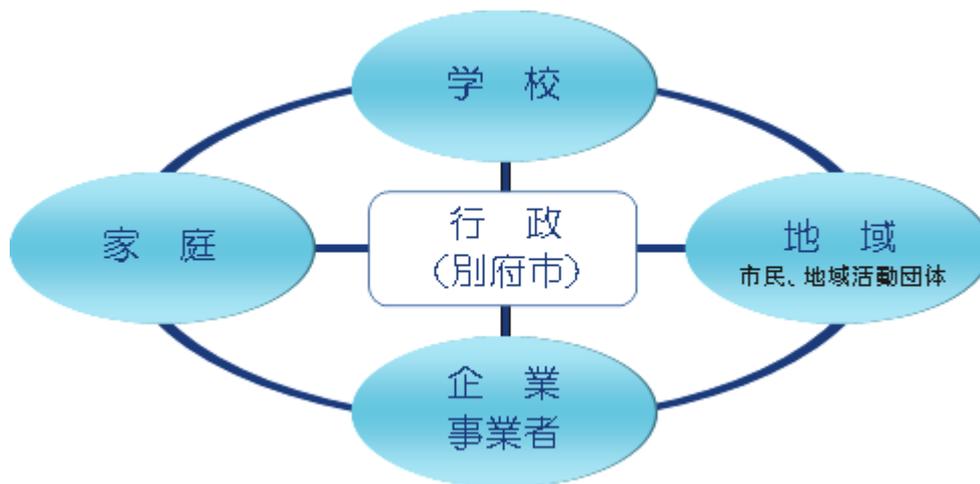
## 第4章

---

### 計画の実現に向けて

## 計画の実現に向けて

男女共同参画社会を実現するためには、行政と市民等とのパートナーシップにより進めていくことが重要です。情報の公開や活動の場の提供、市民等との連携、協力を図ることができるよう総合的な取組に向けた推進体制等の整備、強化を進めます。



### ■ 「男女共同参画プラン」の周知

本プランが広く市民に浸透するように、あらゆる機会を通じて広報、啓発に努めます。

### ■ 男女共同参画の推進に向けた庁内推進体制の強化

市長を本部長とし、全部局長等で構成する「別府市男女共同参画推進本部」と、その補助機関で、男女共同参画担当課長を幹事長とし、関係課長等で構成する「幹事会」において、男女共同参画の推進に関する施策に係る重要事項について審議します。また、計画の実施に関し、関係部局間の調整を行い、施策の計画的、効果的な推進を図ります。

### ■ 「男女共同参画プラン」の進ちょく状況の公表

定期的に施策の進ちょく状況を点検、評価し、計画の進行管理を行いながら効果的な施策の展開を図ります。あわせて、市のホームページや啓発紙「あすてっぷ」等で市民に公表します。

### ■ 別府市男女共同参画審議会での審議

学識経験者や市民で構成する条例第20条に基づく附属機関である「別府市男女共同参画審議会」に対し、定期的に施策の進ちょく状況を報告します。ま

た、市長の諮問に依りて、本プランその他男女共同参画の推進に関する重要事項を審議します。

■ 国、県等関係機関との協力、連携の強化

国、県、他市町村、関係機関との連携を保ちながら計画を推進します。

■ 市民、企業（事業者）等との協力、連携の強化

市民、団体、企業（事業者）がそれぞれの立場で、男女共同参画社会の実現を自らのこととして考え、身近なことから積極的に取り組むように意識啓発に努めます。

また、市民や団体等が学習及び交流を行い、情報収集や相談のできる場として、拠点施設となる「男女共同参画センター」の設置をめざします。

# 資料編

目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的施策(第9条—第19条)

第3章 別府市男女共同参画審議会(第20条—第24条)

第4章 雑則(第25条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、女性の社会的地位向上に向けた国際社会の取組と連動しつつ、男女共同参画社会基本法を制定するなど、男女共同参画社会の形成に向けた取組が行われています。

本市においては、国及び県の施策を踏まえ、少子高齢化など急速に変化する社会経済情勢に対応していく上で、男女共同参画社会の実現を阻害する制度や慣行の改善を図るとともに、市、市民及び事業者が協働して男女共同参画社会の実現に取り組むことは重要な課題となっています。

こうした認識の下に、湯のまち「べっぷ」男女共同参画都市宣言を行った本市は、国際観光温泉文化都市として更に発展することを願うとともに、男女がお互いに人権を尊重し、責任を分かち合う男女共同参画社会の形成に向けた取組を推進し、男女共同参画のまちべっぷを実現するため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住する者、勤務する者及び在学する者並びに市内を活動の拠点とする個人をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う個人、法人その他団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる性的な言動（以下この号において「性的な言動」という。）により当該性的な言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動に対する個人の対応に起因して当該個人に不利益を与えることをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者又は男女の親密な関係にある者若しくはあつた者に対する身体的、精神的、経済的又は言語的な暴力及び虐待をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように

配慮すること。

- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に分担と責任を分かち合いながら、家事、育児、介護その他の家庭生活における活動と当該活動以外の活動を両立して行うことができるようにすること。
- (5) 幼児教育、学校教育、社会教育その他の教育の分野において、男女共同参画社会の形成の意義を浸透させること。
- (6) 男女が相互の身体の特徴について理解を深め、性と妊娠、出産等に関し、健康と権利を互いに認め合い、心身ともに健やかな生活を営むことができるようにすること。
- (7) 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、男女共同参画社会の形成の推進に当たり、市民、事業者、国及び県と連携して取り組むとともに、市民及び事業者の模範的姿勢を示すものとする。
- 3 市は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な体制の整備その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の推進に努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画社会の形成の推進に自ら積極的に取り組むよう努めなければならない。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動を両立して行うことができる環境を整備するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、市が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント又はドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第8条 何人も、公衆に情報を表示する場合は、性別による固定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント又はドメスティック・バイオレンスを助長し、是認し、又は連想させる表現を行わないよう努めなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第9条 市長は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 男女共同参画計画は、総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の大綱その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、市民の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ、別府市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。
- 5 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(積極的改善措置)

第10条 市、市民及び事業者は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動において、積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、法令その他の規定により設置された委員並びに委員会、審議会及びこれらに準ずるものの構成員を選任するときは、積極的改善措置を講じ、できる限り男女の均衡を図るよう努めなければならない。

(市民等の理解を深めるための施策)

第11条 市は、市民及び事業者に対し、基本理念に関する理解と関心を深めるため、積極的に情報の提供及び啓発を行うものとする。

2 市は、市民及び事業者と協働して男女共同参画社会の形成を推進するため、男女共同参画社会の啓発その他の活動を行う人材の育成に努めるものとする。

3 市は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、生涯にわたり、市民及び事業者の男女共同参画社会の意識を深めるため、教育及び学習の機会の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 市は、幼児教育、学校教育、社会教育その他の教育の場において、教育に携わる者が、男女共同参画社会の形成の推進に配慮した教育を行うことができるよう情報の提供その他必要な支援を行うことに努めるものとする。

(男女共同参画週間)

第12条 市は、市民及び事業者が、男女共同参画社会の形成について広く理解と関心を深め、男女共同参画社会の形成の推進に関する取組への意欲を高めるため、男女共同参画週間を設ける。

2 男女共同参画週間は、毎年9月15日を含む1週間の期間とする。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第13条 市は、家族を構成する男女が共に家事、育児、介護その他の家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを両立して行うことができるように、情報の提供、相談の応対、育児及び介護に関する支援その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情、相談等の申出への対応)

第14条 市長は、市民及び事業者から、市が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策若しくは男女共同参画社会の形成の推進に影響を及ぼすと認められる施策に係る苦情の申出、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権侵害に係る相談又は男女共同参画社会の形成に必要と認められる意見等の申出があった場合は、適切な処理に努めるものとする。

2 市長は、前項の処理に当たって必要と認めるときは、当該処理に係る関係の機関その他の団体又は個人と連携し、情報の収集その他の必要な措置を講ずることができる。

3 市長は、前2項の処理に当たって必要と認めるときは、別府市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

(情報の収集及び調査研究)

第15条 市は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の策定に必要な情報の収集及び調査研究を行うよう努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第16条 市は、国際的協調の下に、国際社会との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する相互協力を円滑に進めるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民及び事業者に対する支援)

第17条 市は、市民及び事業者に対し、男女共同参画社会の形成の推進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、市民及び事業者による男女共同参画社会の形成の推進に関する取組を支援するため、拠点施設の整備に努めるものとする。

3 市は、個人で営む事業にその家族が従事している場合において、その家族が経営の方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されるように必要な支援を行うよう努めるものとする。

(事業者の報告)

第18条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、その事業活動におけ

る男女共同参画社会の形成の推進状況について報告を求めることができる。

(年次報告書の作成及び公表)

第19条 市長は、毎年、男女共同参画社会の形成の推進状況及び男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の実施状況についての報告書を作成し、これを公表するものとする。

### 第3章 別府市男女共同参画審議会

(設置)

第20条 市に、別府市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第21条 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画計画に関し、第9条第4項に規定する事項を処理すること。
- (2) 苦情、相談等の申出に関し、第14条第3項に規定する事項を処理すること。
- (3) 男女共同参画社会の形成の推進に関する重要な事項について、市長の諮問に応じて答申し、及び市長に建議すること。

(組織)

第22条 審議会は、委員14人以内をもって組織する。

(会長及び副会長)

第23条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第24条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者
- (2) 事業者の推薦を受けた者
- (3) 公募に応募した者

2 委員のうち、男女のいずれか一方の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任を妨げない。

### 第4章 雑則

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条第3項、第3章及び附則第3項の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成18年規則第35号で平成18年4月24日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項の規定により定められている別府市男女共同参画プランは、第9条第1項の規定により策定された男女共同参画計画とみなす。

## 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)  
改正 平成十一年十二月二十二日法律第六十号

### 目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下

「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
  - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
  - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二十三日法律第七十八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

改正 平成十九年七月十一日法律第百十三号

## 目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

## 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

## 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援セン

ター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。  
（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

## 第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大き

いときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならな

いことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口

頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しな

いことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用

(次号に掲げる費用を除く。)

- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十六年法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十九年法律第百十三号〕抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

## 湯のまち「べっぴ」男女共同参画都市宣言

(平成 16 年 9 月 15 日)

わたしたちのまち「べっぴ」は、山や海の美しい自然に恵まれ、豊かな温泉を資源とする、世界でも有数の国際観光温泉文化都市です。

別府八湯とよばれる個性豊かな温泉地には、世界中からぬくもりと安らぎを求めて、たくさんの人々が訪れています。

また、多くの留学生などを受け入れ、アジアの国際交流の場として、世界の人々との相互理解と友情を深めています。

わたしたちは、先人が大切にしてきた資源を守りはぐくみ、自然のもつ癒しの中で、「男女がともに一人ひとりの個性と能力を發揮し、あらゆる分野とともに参画できるまちづくり」をめざし、ここに男女共同参画都市を宣言します。

わたしたちは、男女平等の理念のもとに、

- 1 一人ひとりの人間としての尊厳を重んじ、お互いの人権が尊重されるまち「べっぴ」をつくります。
- 1 あらゆる分野の意思形成の場に参画し、意見が反映できるまち「べっぴ」をつくります。
- 1 家庭や地域、学校、職場で責任を分かち合って生きるまち「べっぴ」をつくります。
- 1 お互いに自立し、すべての人々が、健康で安心して暮らせる癒しのまち「べっぴ」をつくります。
- 1 国際社会の一員として、国や人種をこえて心ふれあうまち「べっぴ」をつくります。
- 1 平和をめざし、豊かな自然と共生しながら、地球環境を守るまち「べっぴ」をつくります。



別府市 男女共同参画啓発誌「あすてっぴ」

---

## 湯のまち「べっぴ」第2次男女共同参画プラン

---

発行日 平成23年3月  
発行 別府市  
編集 別府市企画部 自治振興課 男女共同参画推進室  
〒874-8511  
大分県別府市上野口町1番15号  
電話 0977-21-1111 (代表)

---